

明治二十五年三月二十六日遞信省認可
 明治二十二年二月十日初號發兌

版 權 所 有

- ◎畫人略年表 全一冊 正價金拾五錢 郵稅金二錢
- ◎本朝畫工便覽 全一冊 正價金廿五錢 郵稅金二錢
- ◎關場忠武先生著 浮世繪編年史 全一冊 正價金五拾錢 郵稅金六錢
- ◎模樣美術便覽 全一冊 正價金三拾五錢 郵稅金二錢
- ◎景年花鳥畫譜 全三冊 春夏秋冬正價金廿二付金壹圓六拾錢
- ◎都の錦 全一冊 正價金壹圓 郵稅金六錢
- ◎玉泉畫譜 全一冊 正價金壹圓 郵稅金六錢
- ◎光琳畫譜 全一冊 正價金壹圓 郵稅金六錢
- ◎宮内省博物館御編成 新撰畫鑑 第二編 全四冊 正價六圓五拾錢
- ◎圓山應舉筆 難福圖卷 全三卷 正價金五圓 郵稅金二錢
- ◎芳華畫鑑 全二冊 正價金二圓八拾錢
- ◎石川鴻齋先生著 夜窓 全一冊 正價金二圓三拾錢 郵稅金拾錢
- ◎文學士藤岡作太郎君平出鑑二郎君合著 日本文風俗史 全三冊 正價金八拾五錢 中下金壹圓八拾錢
- ◎故渡邊華山翁遺墨 全一冊 正價金五拾錢 郵稅金四錢
- ◎白龍畫譜 全一冊 正價金壹圓五拾錢 郵稅金拾錢
- ◎美術工藝の一大模範 新鈔西清古鑑 全二冊 正價金壹圓貳拾錢 郵稅金四錢
- ◎華山忠孝血淚譚 全一冊 正價金五拾五錢 郵稅四錢
- ◎佩文齋耕識圖 全一冊 上下合本 正價金壹圓
- ◎宋元明清有名畫家 名蹟撮要 全二冊 正價壹圓八拾錢
- ◎學習院長田中光顯君題字 御所の園 全一冊 石版畫 正價金拾錢 郵稅金二錢
- ◎琉球漆器考 全一冊 正價金五拾錢 郵稅金四錢
- ◎大日歷史書鑑 全四冊 內四枚出版 正價一枚金六錢 郵稅三枚送二錢
- ◎鮮齋永濯筆 江戸年中行事圖會 全一冊 正價金五拾錢 郵稅金六錢
- ◎前賢故實 全一冊 正價金五圓
- ◎山陽眞蹟西遊詩 全一冊 正價金壹圓
- ◎京華圖案 全二冊 正價金壹圓五拾錢 郵稅六錢
- ◎米僊 全一冊 正價三付金四拾錢 郵稅金四錢
- ◎都の面影 全一冊 正價金五拾錢 郵稅金四錢
- ◎千種の花 全二冊 甲種全部金貳圓四拾錢 郵稅金拾六錢 乙種全部金壹圓四拾錢 郵稅金四錢
- ◎亥中の月 全一冊 正價金四拾錢 郵稅金四錢
- ◎扶桑書畫欵印集覽 全四冊 正價金四拾錢 郵稅金四錢
- ◎工藝圖鑑 全三冊 全部金七拾五錢 郵稅金拾錢
- ◎工藝新圖 全二冊 正價金壹圓貳拾五錢 郵稅八錢
- ◎甲子兵燹圖 全二冊 正價金二圓 郵稅貳拾錢
- ◎應舉畫譜 全一冊 正價金三拾錢 郵稅金四錢
- ◎大和錦 全五冊 第一卷目、第五卷送 正價一冊金二拾錢 郵稅金二錢
- ◎前北齋葛飾翁筆 淨瑠璃圖繪 全二冊 全部金七拾五錢 郵稅金八錢
- ◎江島霞 全一冊 正價金四拾錢 郵稅金四錢
- ◎有住齋翁山下重民補正 類聚婚禮式 全一冊 正價金九拾錢 郵稅金拾錢

第百九十三號
 風俗畫報增刊
 東京名所圖會
 神田區之部上卷
 明治廿二年七月二十日
 東陽堂發行



第貳拾編目次

○神田の部 其一

神田區の地理	山下	重民
神田の名義	同	
神田川	橋本	繁
神田川の名稱	同	上
昔時の神田川の流域	同	上
神田上水開發の始め	橋本	繁
神田上水の懸橋	同	上
●三崎町		
總説	坪川	辰雄
三崎神社	山下	重民
大成中學校	坪川	辰雄
大八洲學會	同	
國語傳習所	同	
東京座	山下	重民
川上座	同	
三崎座	同	
神田パノラマ館	同	
三崎勸業場	同	
水道橋	橋本	繁
●四小川町		
總説	坪川	辰雄
福逸學協會學校	同	上

●今川小路

總説	坪川	辰雄
専修學校	近藤鏡四郎	
神智教本祠并大教廳	同	
合資會社田中銀行	山下	重民
近藤鏡四郎	同	
●神保町		
總説	坪川	辰雄
神保院	山下	重民
萬世橋稅務署	近藤鏡四郎	
一ツ橋幼稚園	同	
永壽館	同	
南明館	同	
新聲館	同	
旭樓	同	
東明館	山下	重民
●一橋通町		
總説	坪川	辰雄
護持院原	近藤鏡四郎	
高等商業學校	坪川	辰雄
高等師範學校附屬小學校	同	
近藤鏡四郎	同	
東京音樂學校分校	同	
私立共立女子職業學校	同	上

●鐘町

帝國教育會	山下	重民
總説	坪川	辰雄
東京府高等女學校	近藤鏡四郎	
日本用達社	同	上
鐵業便利館	同	上
神田區役所	同	上
神田警察署	同	上
東京法學院	坪川	辰雄
外國語學校	同	上
錦城中學校	近藤鏡四郎	
神田中學校	同	上
百科學校	同	上
大鳴館	同	上
私立錦美小學校	同	上
斯文學會	山本	邦彦
大日本武術講習會	近藤鏡四郎	
東京看護會	同	上
瓦斯株式會社	山下	重民
帝國繪報聯合社	近藤鏡四郎	
熊田活版所	同	上
榎本館	同	上
●駿河臺		
太田神社	橋本	繁
御茶の水の事	同	上
御茶の水橋	同	上
御茶の水の勝景	同	上

一 新撰東京名所圖會は、其順序として、東京の總説より起筆すべきは、いふまでもなきことなるが、讀者著手の際先づ旅券遊覽の便宜を謀り、各公園より編纂し、第十一編を以て之を完成し、次に隅田川の勝地を記載し、遂に十四編に及べし、第十五編より、正路を取りて、初に復り東京の總説並に内都の部を記述し、次に隅田川を掲載し、第十九編を以て完成したり。因て今回は神田區に進み以て後編を遂に編輯刊行すべし。但し町の順序は東京郵便電信局の調査に據るものとす。

一本書は極めて精確を期するが故に、記者註工を伴ふて實際調査し、或は照會して質問し、更に諸史書に徴して折衷考證する所あり。始めて筆を把ると雖も、尙ほ遺漏舛誤ありしことを恐れ、遍く大方諸子の注意を請ひ、確證ありて訂正増補すべき者は請て其説に並び改むる所あらむとす。希くは大方の諸子垂教を許し給はざらむことな。

一本書は初め全部を完成したる後、一書と作して發行するを期せしが、今之を風俗叢報臨時増刊として弘布するものは、看客をして自由由其欲する所を購はしめむと欲すればなり。然れども其標題は總然別物と爲し名所圖會の面目を全ふすこと云ふ。

一本書は總堂編輯所に於て編纂すと雖も、愛讀者諸君にして本書に關する者を送せらるし時は、精査の後必ず之を掲載すべし。希くは大方の諸君寄稿を寄み給はざらむことな。

一本巻の表紙並に挿圖は都て畫工山本松谷の畫く所なり。

南明館入口の圖 一頁
 共立女子職業學校教場の圖 二頁
 三崎神社の圖 一頁
 東明館前の圖 一頁
 東京府高等女學校の圖 一頁
 御茶の水橋より駿河臺を望むの圖 二頁
 澁路阪上の圖 一頁

別に江戸名所圖會所載の古圖二頁及び寫眞版三頁あり



○神田區之部其一

●神田區の地理

神田區は。宮城の東北に位し。東南は日本橋、淺草の二區に接し。西南は麴町區に隣り。北は小石川、本郷、下谷の三區に界す。地勢は平坦にして。高阜は唯駿河臺及び宮本町あるのみ。而して全域を二部に分ち。神田川以南を内神田といひ。以北を外神田といふ。又内神田を東西に分ち。通町の東方を東神田と呼ひ。西方を西神田と稱す。其の區域極東は八名川町。極西は三崎町。極南は西今川町。極北は五軒町にして。町數百二十五面積三百〇四町二反とす。最近の調査に因れば現住戶數二萬四千六百三十四戸。現住人口十三萬八千六百六十四人なり。當區は舊小川町、駿河臺、内外神田を合併せしものにして。其の繁華といひ位置といひ。實に東京市中の樞要に屬せり。其の町名、河岸名を舉れば左の如し

Table listing various districts and their locations within the region, including names like 三崎町一丁目, 猿樂町一丁目, etc.

Table listing specific locations and their administrative divisions (e.g., 鎌倉町, 千代田町, 東龍閣町) with corresponding page numbers or identifiers.

●神田の名義

神田はもと「ミトシロ」といひ。皇太神宮に新稻を奉るべき料地の稱なり。往古神領たりしを以て此名ありといふ。倭訓栞に云。みとしろ三代實録に御戸代に作れり。祝詞式には。御刀代とあり。日本紀に神田又神戶地とも見え。儀式帳に御田代御田乎佃奉氏と見ゆ。とはたの轉音にして。代は附ていふ詞なるべし。一説に刀は戸の義。神戶也。百姓の戸をいふ。代は田也。續日本紀に御戸代田一町なとも見えたり。

かゝれば。神田といふも御田といふも同一なり。今芝區に三田
 あるは。即ち往古の御田にて。現存の飯倉の稱に徴するも明か
 なり。(神風抄に飯倉御厨と見ゆ)然るに當區には。美土代町あ
 れども。明治以後の稱にて。別に確證なし。但神田明神は。其
 の初柴崎村即ち神田橋内番酒井家の跡。今の大藏省の處に在り
 しといへば。此邊ももとは三田飯倉の内なりしならむか。櫻田、
 千代田、祝田など其の中の字なりしにや。(小田原衆所領帳に。
 飯倉内櫻田善福寺分とあり。)

武家執政以來土地區劃の變遷ありしより。全く南北に分れ。其
 の名を異にせしならむと思はる。(長祿の圖に。江戸城の傍に一
 洲あり。神田社と記し。更に水を隔て。神田と署せしは疑はし。)

神田は。往古よりも漸次西に遷りしものにて。今の内神田はむ
 かしの神田か原。外神田は又其の後に開けしなり。
 凡そ神田と稱する所は。丹羽國に神田あり。當國足立郡に神田
 村あり。皆此地の類なり。
 舊幕府の中世より。此地繁華を加へ。遂に神田の稱は。江戸極
 粹の名となり。神田見といへば。江戸見中更には。のきしは。
 人の知る所なり。

●三崎町
 ◎名稱

三崎町。往古は三崎村と稱し。方八町ありしといふ。按るに三
 崎は水先にて岬の義なり。當時滔々たる江戸川等は。此處を經
 て。平川の方へ流れ。其の水恰も灣を成せし衝角に當れるに因
 り。此名ありしならむか。近傍飯田川即ち堀留に。菰か淵の稱
 あるにても明かなり。又三崎神社歴世の神官に。和田氏あり。
 和田の稱は。岬と相關聯せり。和田岬岸和田の類以て證すべし。
 此地舊幕府時代は。小川町の部分にて。三崎の稱は。三崎稻荷

社のみ存せしが。明治以後擴張して。今の區域に定めたるな
 り。

◎現況

同町は。戸日に増加し。商業月に繁榮し。三崎勸業場あり。
 共同販賣店あり。東京座、川上座、三崎座の三劇場あり。神田
 パノラマ館あり。飲食店等は最も多くして。其の繁華なること
 小川町に亞げり。
 抑本地は。青山に練兵場の新設ありてより。銃砲の聲を聞さる
 に至り。始て三菱合資會社の獨有に歸し。街路を開くこと四通
 八達にして。東西は小川町より飯田町に至る要衝に當り。南北
 は水道橋より九段阪に通ずる捷路と爲せしが。當時先づ來り住
 せし者は水野酒店等に過ぎざりき。是に於て合資會社にては。
 中央大路の左右に商店を連造せしが。來住者尙ほ多からず。然
 るに二十五年四月十日は有名なる神田の大火にて。其の家を燒
 燼し。雨露を避るに由なかりし者少からず。他所にては此機に
 乘し。急に屋賃を昂騰せしが。會社にては慈善の心を以て困難
 の者を救援せむと欲し。特に之を低落し(四圓五拾錢なるを一
 圓五拾錢とせり)て誘導したりしかば。遠近の者皆争て移住し。
 忽ち空店なきに至りぬ。是れ繁華を致せし第一因なり。次に更
 に經畫する所ありて。劇場等(三崎座は是より先に設けたり)の諸興業を増設し。
 衆庶遊覽の利便を成せり。是れ繁華を加へし第二因なり。次に
 二十八年に至り。甲武鐵道飯田町に通せしかば。東西の一路急
 に人家の比接して商業の盛榮を見るに至りぬ。是れ繁華を加へ
 し第三因なり。此三大原因ありて。實に現況を呈せしなり。
 町内には申合規約ありて。住居人に便し。總代人十二名を擧げ
 て以て自治體の實を明かにせむことを勤めり。現今の總代は左
 の如し。

- 山本 邦彦 洞 上 剛 正 佐藤 平七 柳啓 三郎
- 上岡 兵右衛門 丹 羽 敦 水野 平三 小林 政吉
- 東野 直吉 井上 廉吉 堀口 貞利 太田 達次郎

◎官署、學校、學會、病院類、

三崎町巡査派出所 三丁目一番地一番地通り南角に在り。
 水道橋巡査派出所 水道橋内に在り。
 三崎町郵便受取所 三崎町工場の前に在り。
 大成中學校 一丁目二番地に在り。
 國語傳習所 同所に在り。
 大八洲學會 是れまた同所に在り。
 日本法律學校 三丁目一番地に在り。司法省の指定にして。今は修業中ゆへ外圍を
 爲す。
 三崎町幼稚園 三丁目一番地南横町九號地に在りて。片山潜兵の設くるところなり。
 琴具須玲館 同所に在り。
 東洋學藝社 叢談社といひ。同所水道橋通り二十八號地に在り。
 労働新聞社 同所南横町に在り。
 工業化學會事務所 同地南横町七號地に在り。
 東京教育社 三崎河岸一號地に在りて。日下部三之介氏の設置するところなり。
 久留米俱樂部 一丁目十三番地に在り。
 神宮麻屋須布事務所 三丁目一番地土手通一番に在り。
 労働組合期成會 二丁目二番地に在り。
 鐵工組合城北支部 同地に在り。
 日本醫學院 三丁目一番地南横町二號地に在りて。院主を西井市郎といふ。
 醫學士三輪信太郎診療所 小兒科專門にして。同地小石川橋通三十號地に在り。
 松田齒科醫院 同地電燈通り在り。
 中村正作診療所 内外、皮膚、毒疹診療を専門として。同じく電燈通りに在り。
 回春堂診療所 二丁目十一番地に在りて。竹井靜氏の設くるところなり。電話本局
 九百三十六番。
 三春堂診療出張所 脚氣病治療專門にして。三丁目一番地仲通十三號地に在り。
 天真堂醫院 一丁目六番地に在りて。院長を角倉實道氏と云ふ。また本院に於て痘
 苗を製造す。電話の架設あり即ち本局千〇三十三番とす。
 東京牛痘館 同家にして毎日種痘を爲す。但し午前は院内、午後往診と定めり。

◎營業、商業類

妊産婦診療所 三丁目一番地西仲通りに在りて。産婆片岡ちよ子の設くるところ。
 女史は醫科大學第一醫院卒業生なり。
 東洋看護婦會 同地北横町十三番地に在りて。會主を松本かれ子といふ。
 三省堂印刷所 眞神保町龜井忠二氏の設くるところにして。三崎河岸十二號地に在
 り。
 三崎活版印刷所 三丁目一番地小石川橋通りに在り。
 森田同濟店 二丁目二番地に在り。
 鐵道貨物取扱所 専ら甲武、川越、青梅、甲州鐵道貨物を取扱ひ。三丁目一番地西
 通三十五號地に在り。
 松靜社運送店 西通三十一號に在り。
 池田運送合資會社 西通二十三號地に在りて。電話本局千二百九十五番を架設す。
 米穀運送店出張所 同所に在り。
 伊奈石灰燐灰問屋 河岸十號地に在り。
 花岡石材店 河岸一號地に在り。
 田島人造石商店 同所に在り。何れも神田川へ數艘の船を繋ぎ。揚下しに夥多の人
 夫を便役す。
 近田材木店 三丁目一番地西通りに在り。
 荒井材木店 同所に在り。
 原島材木店 同しく同所に在り。
 若岡屋材木店 東通りに在り。
 關根材木店 一番地通りに在り。
 陸軍御用軍靴製造所 村上商店と名け六辻通りに在り。
 三崎町葬儀社 南通りに在り。
 日新舎 牛乳搾取及び販賣所にして。一丁目十二番地に在り其創立は今を距る二十
 餘年前のこゝにて。數十坪の牧場を設け牛數頭を飼養す。而して頗る新鮮なる
 牛乳を齎す。
 森田旅館 初め一丁目二番地に在りて。微々たる下宿業なりしが。今は一番地に轉
 して。町内屈指の旅館となりぬ。また運送業をも兼ね電話本局千四百五十五番。
 玉名館 三丁目一番地南通角に在る旅館なり。
 常盤館 西通りに在りて同じく旅館なり。
 加賀本旅店 東仲通りに在り。

榮盛館(西通)。大和館(同)。辰巳館(二丁目、一)。三崎軒(一番地通)。三崎館(小石川橋通)。鶴岡館(二丁目、一)。共に稍々大なる下宿業とす。

東京座 三丁目一番地通りに在り。雲衝く許りの建築にして。宏大なる劇場なり。是を東京五大劇場の一つとす。

川上座 川上音二郎の創設するところ。東京座に面し。宏壯雄麗なる赤煉化造なり。本通りにては東京座、パノラマ館、と共に三大建築物とす。

三崎座 川上座より東の方背後に在る小劇場なり。常に女優を以て興行せり。神田パノラマ館 川上座に面し。何れも淺草・上野公園に建築せるものに等しく。圓筒状を爲せり。燈籠は蒙古襲來と日蓮上人龍口法難なり。

三崎勤工場 同所小石川橋通りに在り。

角大屋共同販賣所 勤工場の組織にして。小石川橋通りに在り。

三崎樓 料理店にして同し通りに在り。

明玉亭 手輕料理店にして西仲通りに在り。

嬉しの 同上にして小石川橋通三崎勤菜場角に在り。

いろけ 牛肉鶏肉店にして水道橋通に在り。

田原屋 牛肉、かしは、蒲焼を調理するところにて。同し通りに在り。

三芳亭 西洋料理、蒲焼、手輕料理を爲し。同し通り南角に在り。

松月 壽司店にして西通りに在り。専ら飯田町停車場へ來往する客の小休憩所と爲すところなり。

大和屋 川上座々附の茶屋にして一番地通り南隣に在り。

重の井 東京座附の茶屋なり其他尙ほ茶屋數軒あり。

吉本 同し茶屋にして三崎座の南隣に在り。店主を山越忠吉といひて三崎座の座主なり。電話本局二百四十六番。

吉田屋 貸席にして一番地通に在り。

三崎亭 寄席にして同し通りに在り。

万世軒 大弓場にして西仲通に在り。

平松軒 同し大弓場にして同所に在り。

藤井大弓店 同所に在り。

大川孝寫眞店 一番地通りに在り。

東京點燈株式會社出張所 同し通り五十八號地に在り。

黒尾商店 薪炭商にして北横町に在り。

小松屋 甘藷問屋にして西通りに在り。

精米販賣製造所 西通りに在りて蒸汽釜を使用す。

武藏屋 青物魚類等を商へど店業を爲さず。専ら眞原紳士等の邸宅にのみ出入し。注文に應ずるなり。

高湯山温泉 電燈通に在りて。岩代國信夫郡の温泉を用ゆ。蒸汽力を以て湯を沸かし。浴室の宏大なるは。府下多く見ざるところなり。

◎邸宅

正七位平岡照郎 二丁目九番地に在り。電話本局五百五十六番。

男爵中島錫胤郎 二丁目五番地に在り。

岸本辰雄郎 二丁目十三番地に在り。電話本局四百十六番。

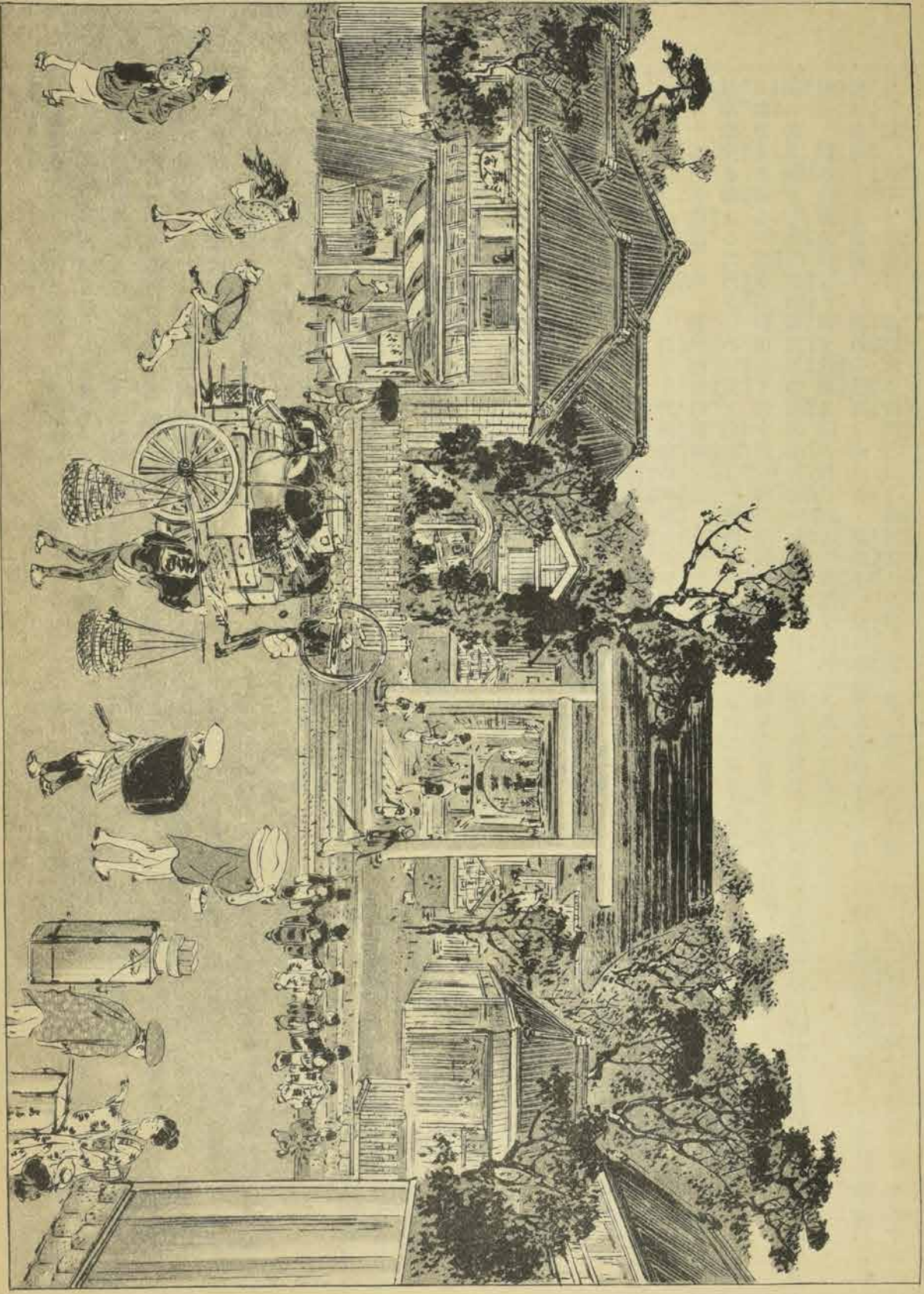
●三崎神社

三崎神社は。舊水道橋西土手辻番所の傍。即ち三崎河岸東の方に在りて。もと三崎稻荷社と稱せり。當所第一の舊社にして。前に石の玉垣あり。拜殿、本社等素木造りにして。結構宏大ならざるも。神社の體面を失はず。蓋し市區改正の線路に當れるを以て。暫く修理を加へずして。他日の新築を期するといふ。其の總地域は三百四十四坪なり。

神社の位置は。今昔相異なるよし。其の由緒書に見ゆ。新編江戸志にも。當社は今の社地より二十間ほど辰巳に隔り。戌亥向の社にして鎮座ありしなり。今の社は昔の一の鳥居の跡なりといふとあり。又寶曆九年の江戸繪圖に。小石川御門内松平讀岐守中屋敷(三崎町三丁目の西隅)の後ろに稻荷小路とあるに徴し。彼此參考するに。今より確かに西の方に在りしなり。今神社に關する由緒書を左に掲ぐ。

三崎神社由緒

武藏國北豐島郡東京市神田區三崎町鎮座三崎神社は。稻倉魂命を祭祀す。其末社は金刀比羅宮なり。相傳ふ創建は建久以前に在りと。其年月詳ならず。天文中。關東八州は北條氏綱公の所領たり。而して氏綱公千代田城に住居して。深く當社を尊信



圖の社神崎三

し。以て殿宇を再建し。和太左衛門をして祠官たらしむ。其
他社地數千歩を寄附し。國民の豊樂を祈らる。慶長中。徳川家
康公。將軍の職に任し。府を當國に開かれし後。社殿を西半
町の地に遷す。今三崎町講武所の原に銀杏樹一株を存す。蓋し
其墟なりと云ふ。初め三崎町以下數十町。總て三崎村と稱す。
武家邸宅を構ふるに及て。小川町と改稱し。爲めに社地漸く減
縮す。其後萬治二年。陸奥國守伊達綱宗公。幕府の教令を奉
して。溝渠を此地に鑿ち。以て千代田城の外濠と爲せり。西は
牛込より起り。東は柳原に至る。今の小石川。并に御茶水等は
れなり。然れども其工事未だ成らず。堤防屢々崩れ。人其役に
疲る。乃ち當時の祠官和田右京亮なる者をして。其落成を當社
に祈らしむ。日ならずして功を竣はる。伊達公。幕府に請ひ。
以て堤防の守護神と爲し。社殿を其邊りに遷し。並に修繕を加
へ。且つ正宗の短刀一口を寄附し。以て之に報賽せらる。今猶
は殿内に秘藏せり。萬延元年三月。幕府。講武所を當社の側
らに設くるの舉あり。寺社奉行松平伯州。旨を氏子等に諭し。
社地轉換を請はしむ。氏子等因て協同相議し。社殿を今の地に
遷す。是れ其舊址なり。之を要するに。當國屢々主を易ふと雖
へども。而かも當社の能く今に儼然たる者。豈に其靈蹟たるを
以ての故に非らんや。茲に當社の傳記に據り。並に他の史乘を
考へ。由緒の概略を述ぶる此の如し。

明治二十六年六月九日

三崎神社

末社に金刀比羅神を祀れるは。神官和山兵部なり。天和二年丙
辰八月十八日。兵部旅行の際。攝津兵庫の海上に於て暴風に
遭遇し。船將に覆らむとす。乃ち讃岐國金刀比羅の神を祈りし
に。暴風忽ち其の勢を斂て。危難を免るを得たり。時に船中
に童子ありて。金刀比羅神の守護囊を與ふ。歸りて後之を見る

に。兩面の白銀鏡なり。因て神體と爲して祭祀し。享保十八年
癸丑九月より。其の神號を金山彦宮と稱せしよし。新編江戸志
に見えたり。

明治以前は。其の末社に疱瘡神社(祭神氷室神)牛頭天王社(祭
神素盞烏尊)尾落大明神、白狐社ありしが今はなし。
當社にもど七夜待といふ事ありし。明曆三年丙申正月十七日夜
より同廿三日まで。朝は白日慶貴神夜は月讀命を拜せしより
始れりといへり。

又神應湯といふ疱瘡の藥を施せり。是は正月元日より二月初午
まで切手を出し。二の午の日藥を與ふ。寛永二年二月初午の夜
の靈告に因りて始れりといふ。
又毎年十一月あひたきと稱する祭事あり(韃祭なり)七日八
日鎮火祭の守札を出し。八日朝蜜柑を撒け。十二座の神樂あり
しが。此も今はなし。
近年まで社畔に三崎杜丹餅とて有名なる杜丹餅ありしが。是も
見えずなりぬ。

現今毎月九日には。必らず神樂ありて社頭賑へり。聞く毎月縁
日を立て諸商を集るの經書ありといへは。不日一層の繁榮を見
るに至らむ。

大成中學校

本校は創始大成學館と稱し。明治廿一年九月。校舍を廻町區
飯田町二丁目四十九番地に設置したりしか。同年文部省令第三
號特別認可學校規則を。發布せられたるを以て。岸本辰雄、熊
野敏三、山田喜之助、松野貞一郎、相馬永胤、大谷木備一郎。
及ひ佛人ボアツナード氏等の協賛を得て。各認可學校へ入學す
へき志願者を。募集せしに。入學者の數俄に増加し。教室の狹
隘を告げたるより。同年十二月校舍を神田區仲猿樂町十五番地

に移し。外國語中に獨逸語の一科を設け。且つ物理化學科等をも加へたり。次て明治二十八年校舎を。現在地神田區三崎町一丁目三番地に新築し。之に移り益々校務を擴張せり。又同三十年に至り更に教場一棟を増築せり。此年三月十五日東京府廳より。尋常中學校の認可を得。始めて大成學館尋常中學の名稱となれり。然るに當時は。恰も御大喪中に際したるより。翌三十一年二月十一日の紀元節を期し。本校の開校式を舉行せり。時の文部大臣西園寺侯爵。及び岡部東京府知事、黒川陸軍中將等より。祝辭の榮を受け。且水野道、伊澤修二氏等の演説ありたり。此時會する者無慮四百餘名頗る盛大なりき。其より本年に至り。同町三丁目へ二千坪の幹換場を設けることとなり。即ち順天求合社と連名にて其地を供用せり。本校の敷地坪數は三百八十四坪にして。内二百十六坪を校舎とす。校舎の構造は洋風二階建木造にして。鍵形を爲せり。當今本校生徒の人員は。四百五十餘名にして。校長其他職員の姓名を擧ぐれば。

- 校長 木村正 辭
教員 理學士小川正孝 文學士辰巳小二郎 理學士熊澤鏡之助
文學士長江藤次郎 農學士佐久間信恭 理學士伊藤万次郎
平田盛胤 今井彦三郎 川合孝太郎
杉山孚富 宮井安吉 宮川千太郎
中藥重射
其他數名とす

●大八洲學會

本會は大成中學校内に設け。本居豐穎、久米幹文氏等主唱となり。去る明治十九年四月を以て創立し。通俗に依り本邦建國以來の制度沿革を亮知せしめ。雜誌又は有益なる古書の校本を。刊行配賦して。大に古學を復興せんことを。目的とするにあり。

同年七月雜誌第一號を發行し。爾來毎月一回之を發兌せるに。既に百五十七號に及びたりといふ。隨て會員の數も大に増加し。現在員三千五百餘名を有せり。又本會にて大八洲學校を併立し。通信教授として。國史國文の講義録を發行す。本校の授業時間。午後三時半若くは同四時より。二時間乃至三時間とし。試験の上入學を許す。本校に於て教授すべき。學科は左の如し。

- 私立大八洲學校學科
國史 古事記、日本書紀、三鏡、榮花物語、讀史餘論、歴史、法曹至要鈔、貞永式目、徳川百箇條、日本制度、皇室典範
國文 文典、源氏物語、枕草子、萬葉集、新古今集、祝、宣命、宇治拾遺物語、文學史、十訓抄、今昔物語、公事根源
本校の學生は男子女子の二部に分つ。又校外に在て修學せんとする者は。講義録に依て修業せしむ。而して本校の入學者には。束脩金五拾錢月謝金五拾錢を納めしめ。校外生には束脩金五拾錢月謝金貳拾錢を出さしむ。
講義録に掲載するところの學科は左の如し
前期 古事記、神皇正統記、近古史(完)、近世史(完)、土佐日記(完)、竹取物語(完)、徒然草、古今集、文典(完)、皇室典範(完)
後期 日本書紀、法曹至要鈔、貞永式目、源氏物語、枕草子(完)、萬葉集、徳川百箇條(完)、日本制度、日本美術抄
本校の講師並に賛成員を列擧すれば。
講師 本居豐穎 木村正 辭 飯田武那 小杉樞郎
賛成員 千家尊福 福羽美靜 高崎正風 丸山作樂
井上頼園 黒川眞頼 伊藤圭介 内藤趾史
物集高見 坂正臣 渡邊重石丸 小出榮

●國語傳習所

本所もまた大成中學校内に設け。去る明治二十二年十月。日曜日毎に國文國語を。教授する目的を以て起り。修業期を六ヶ月

とせしに。既に第十七回の卒業生を出したりといふ。斯く所運隆盛なるまゝに。同廿八年四月從來の學制を普通科と稱へ。新たに高等科を置きて。日曜以外に水曜土曜の兩日を以て。教授することとなれり。而して修業期を一ヶ年と定めたりしに。是また本所に學ぶもの毎年數百を以て數ふるに至れり。茲に於て昨三十一年十月を期し。修業年限を増加し。課程を擴張して。前學年(普通科)、後學年(高等科)の二ヶ年と改め。前學年を卒へたる者は。國語學上尋常中學卒業に視して。比較的高き智識技能を得せしめ。また後學年を卒へたるものは。國文學上文部省檢定試験に視して。比較的高き智能を得せしめんとを期することとなしたりと云ふ。而して其授業料は束脩金壹圓。月謝前學年金五拾錢後學年金七拾錢。校費金五錢とす。教程表は左の如し

- 普通科 大鏡、增鏡、徒然草、土佐日記、方丈記、竹取物語、古今集、保元物語、平治物語、太平記、假名遣、文典、作文、作歌、
高等科 伊勢物語、落窪物語、源氏物語、枕草子、紫式部日記、古事記、萬葉集、祝詞、宣命、風土記、文典、文學史、作文、作歌、教育學、
尚ほ本所に於て。遠地に在り又は業務の爲め。親ら出席して講義を聴くこと。能はざる者の便を謀り。國語講義録を作り之を頒つ。其發行日は毎月二回とす。此講義録には。前表に掲ぐる學科目の講義を録載し其他在外生の質問答辯等をも掲載し。及び國語上の新説諸論をも記す。而して在外生の修業期限は。一ヶ年一ヶ月半と定め。入學金を五拾錢。月謝を金拾錢とせり。

●東京座

東京座は。東京市五大劇場の一にして。歌舞伎座、明治座と並ひ稱せらる。建築は西洋風にして。規模甚だ宏大なり。座附の茶屋亦數軒あり。明治三十年三月九日を以て開場し。初舞臺の

●川上座

川上座は。東京座と斜めに相對せり。是れ亦中劇場の一にして。其の内部の構造は。他座と其の趣を異にし。佛蘭西國の劇場を模したる所ありといへり。明治二十六年大倉喜八郎氏。壯士俳優川上音次郎の爲めに新築に著手したる者にして。同二十九年七月二日を以て落成開場せり。然るに音次郎此に據りて久しく技倆を顯すことを爲さず。今は株式會社の組織となれりといふ。

●三崎座

三崎座は。三崎町三座の一にして。小劇場たるも。他の二座に比して却て繁榮なるは。替古休の外年中興業を爲すこと。一座皆座附の女俳優にて愛嬌多きを以てなり。當座の總建坪は。百九十五坪五合にして。觀客の定員は千五百人とす。座主は山越忠吉氏にして。吉本と稱し。茶屋を兼ねたり。(電話本局二百四十六番)

明治二十四年六月廿七日始て開場し。一番目狂言に大和國當麻織起。二番目狂言に若葉梅浮名横櫛を演じたり。出勤俳優は。澤村源之助、大谷馬十、尾上幸藏、澤村田之助、尾上梅三、同菊三郎、坂東玉三郎、市川八百三郎、嵐昇昇にて。第二回目より。中村福圓、市川鬼丸等加入し。廿六年二月より十一月まで。女優市川糸八一座。十二月のみは落語家柳派一座にて演じたり。廿七年一月より五月までは。中村福圓、市川團三郎等の一座にて興行し。同六月より現今に至る凡そ六年間。女優市川鯉昇一座にて打續けたり。今一座のおもなる者を擧れば。市川鯉升、松本錦糸、岩井米花、中村あい子、市川崎升、中村千升、市川鯉藏、同桂升、鈴木屋和歌子等なり。

當座は。前に記せし如く。座主にして茶屋を兼たれば。其の取扱方可憐にして。總て廉値を主としられたれば。觀客の利便甚た多し。

●神田パノラマ館

神田パノラマ館は。明治三十年井上信君の創立せし者にして。久しく好評を博せしか。今や他に移轉する經書中のよしなれば。故らに詳記せざるべし。せり但紀念の爲めに聊か略述する所あるべし。

其の繪畫は。文永年間蒙古襲來の際。我が將卒の筑前博多に於て苦戦せる状況と。之に關聯せる日蓮上人龍口法難の實景を描寫せし者に係れり。畫家は斯道有名の五姓田芳柳、東城鉦太郎、小林智古の三氏之が主任と爲り。助手數名と共に筑豊二國及び龍口地方に派出し。精細の調査を爲し。特に元寇の古戰場たる博多西公園を基點とし。古書舊記に徴して。其の事實を考證し。今昔の實景實狀を案配して。各自得意の筆を揮ひし者なれば。恍として現況を目撃するの觀あり。蓋し井上君の之を創意せしは。征清大捷後所謂勝て兜の緒を締むるの微意を寓して。大に警戒する所あらむとの深慮なりといふ。其の志や實に贊すべし。

●三崎勸業場

三崎勸業場は。明治三十年十二月を以て開業せし新館なり。當時は株式會社の組織にして。専務取締役は山本邦彦。事務員は大谷信夫。出品人は總計六十八人なりし。同卅一年九月山本邦彦氏辭し。洞上佐六が當選して。専務取締の任に就きたり。同卅二年二月株主總會の決議にて。之を個人に賣渡し。更に新事業を興すこととなりしに因り。方今は石川兼吉其の後を承けて此か館主たり。出品人等は初より異動なく。土地の繁榮するに隨ひ漸次隆盛に赴けり。

記せしは。全く今の御茶水筋の川にて。下流お玉が池の邊を歴て淺草川に合せる如くおもはるれば。文書に記せし神田川も。どにか此川を指していへるなるべし。

●昔時の神田川の流域

長祿の古圖を見るに。此邊往古は水流多く。淺川小池孰れも海水の潮する所にして。組橋向より舊臺所町即ち飯田橋通は。長き灣曲なり。當時市ヶ谷長延寺谷邊に大なる沼池ありて。其水の注瀉するもの。船河原を経て今の堀留邊に流れたり。江戸砂子に云。江戸川の流飯田町の下を流れけるとなり。其川のあと入堀となりて今にあり。と見えたるは。この流域をいふものか。享保十七年の刊本なれば。確證とは爲し難し。或書に。神田川は。往古と全く流域を異にし。今の川系は。慶長年間駿河臺の地開けし時に至り。水戸家幕命を受け。邸前の堀を淺草川に鑿通せるものなり。後ち駿河臺の崖下に當れる邊。川幅狹隘にして。舟楫通し難きに依り。明曆萬治の頃。仙臺侯幕命を以て。兩岸を鑿廣げ。川底を深くし。大に航通の便を謀れりと。府内備考云。昔時の神田川は。柳原堤の内を流れて。お玉が池の方を歴て。淺草川口に落ちし如くにも思はる。御茶の水筋の川は。萬治年中。松平陸奥守綱宗命を蒙り。船入の川に堀廣めしゆへ。此時新に山丘を堀通せし如くいふ説あれど。見聞集に。慶長の頃。神田の明神山の岸の水を東北の町へ流がしと見え。明神山とは。今の昌平橋邊をいふなるべし。此頃既に神田明神。今の處に移りしと見ゆ。舊地神田橋には山ありしこと所見なし。又云。古より細流たゞ一筋あり。これ神田山さしの柳原より出づるなり（是前にいふ神田明神山の岸の水と同一流れをいふなるべし）。慶長十一年の春。玄仍（此頃世にきこへし連歌師）。此流の邊に來て『青柳の梢より湧く流れかな。』と發句をしたりと。

●水道橋

水道橋は。三崎町より小石川。本郷の間へ出る口なり。神田川の流に架す。此橋の次に神田上水の懸種あり。故に名とす。萬治の頃まで駒込の吉祥寺此向地にあり。此表門の通に當れる橋なるが故に。舊名を吉祥寺橋と云へり。吉祥寺は明曆三年の大火に。焼失して。駒込に移轉したり。其の後寛文の末までも。吉祥寺橋といひしを。延寶の初めの頃より水道橋と改稱したること。古繪圖に據りて明白なり。

●神田川

神田川は。水源を北多摩郡井の頭池より發し。東京三上水の一なり。流れて小石川關口町に至り。伏管に入り。其排水は。小石川と牛込兩區の中間を浚流して。江戸川の名を得。船河原橋に至り。城北の濠水を合せ。神田川となり。是より南岸は。麴町區の一小部分並に内神田及日本橋區の一部。北岸は。小石川。本郷を経て外神田に入り。淺草區の一部分を經過して。東に流れ。以て大川に注げり。其間御茶の水の斷崖百尺の下。風景絶佳なる處あり。柳原の赤煉瓦の建築物を連ねたる繁華の地あり。絃聲耳を澄ます柳橋は。神田川の遂に辭して。大川に注ぐの地たり。遠く流れ來つて水は清く。川底また淺からず。鼈聲互ひに相響きて。貨々物々。去て又來るもの。朝夕頻繁にして。頗る舟運の便に富めり。

●神田川の名稱

府内備考云。神田川の名は。古き唱へなるにや。天文十九年三月十九日。北條氏康が用土新左衛門に與へし文書に。武州高山知行の内。神田川よけの郷進之候。と見へたり。此神田川と書しは。何れの邊を指していへるにや詳にせず。されど慶長の頃。神田明神山の岸の水を。御城下東北の町へ流せし由。見聞集に

まのあたり目撃して。筆記する處なり。と。諸説を擧げて考ふるに。孰れも駿河臺と本郷臺の間を堀り割りて。神田川の水を落としたるが如く聞ゆるも。新たに開鑿したりとの説は。容易に信じ難かるべし。まづ此邊の地質に就て調査するも疑はしきこと多し。地勢兩岸高く。水流は數十尺の下にあり。地質は。路面より三十尺までは眞土。砂。礫等の混合せるものなれど。其下に至れば。青色粘土にして。其質極めて硬く。地層亦厚し。嘗て御茶水橋工事の際試に青色粘土盤面より三十尺を井狀に堀下けたるも。其實は更に變ぜざりしといふ。而して其青色粘土の脈は。駿河臺より來りて。本郷臺に連續し。其間御茶の水の邊りは。地層波形に回まりて。天然の溪流を成せり。且つ先年青色粘土層の中より埋木を發見したることさへありしと。されば御茶の水の地は。古より低くして。水路のありしやも知れず。萬治年間仙臺侯幕命を以て兩岸を鑿廣げ。川底を深くし。其土を駿河臺に盛りあげて。土堤を築きたるや明らかなるべし。地勢を以て論ずれば。駿河臺と神田明神の丘と接續して。大なる岡陵隆々として。御茶の水の地は。其頂上なるべし。如何に幕府の力を以て。開鑿の工事に從事したりとするも。其低所を棄て。最高の丘陵を掘削する等の事業に萬金を擲ちたりしとは。容易に信すべからざるなり。

●神田上水開發の始

天正日記云十八年七月十二日。藤五郎まいらる。江戸水道のことうけ玉はる。とあり。藤五郎は菓子司大久保主水の祖。主水忠行の初名なり。大久保主水の家傳に。御入國の節。江戸に於て水の手見立つべき旨。仰を承はり。小石川の水道を見立しに付。其賞として主水の名を賜はり。且水は濁りを嫌ふもの故に。モンドを清みて。モンドと呼ぶべしとの仰にて。今猶しか

く唱ふるよし見えたり、是に由て之を観るに特に其水利を檢定せしのみならず、水道實に成功ありしかば、東照公は此名を賜はりて、之を賞せられしものなるべし。而して其水は、遠く井の頭池より導きて、小石川目白臺下即ち今の關口町に堰を築き、伏管を以て、神田邊一圓の飲料水に供給したりと覺ゆ、斯くて其残水は、江戸川筋より小日向、小石川を経て、神田の臺下に沿ふて、委蛇東流し、以て小川町の邊に通せしなるべし。慶長の頃及びて、水戸家邸前の水を駿河臺と湯島の間なる即ち今のお茶の水を経て、大川筋に水路を導くや、小川町の流域は杜絶して、専らお茶の水に注ぎしもの、如くに思はる。水道橋とお茶水橋との間なる懸樋は、萬治年間御茶の水堀割の際改築して、この莊觀を見るに至りしならむか。

●神田上水の懸樋

神田上水は源を井の頭池より發し、其水清冷にして、府下幾萬人口の飲料水として供給せらるゝなり、其伏管お茶の水を横斷して、本郷元町より駿河臺の崖腹を貫き、溪間にかゝれる虹の如く、風景の美なる、古來畫家のお茶の水を描くや、必ずこの懸樋あり、以て勝景の一斑を知らるべし。俚俗に萬年樋といふ、幾星霜を経るも朽ちざるの義なり、懸樋の傍なる本郷の最寄に、定番人の小屋あり、大江戸志に、定番人二人扶持としるせり、されは當時は水番には俵米二人口を給せられしものと見えたり。今や市内水道工事の事業頻繁にして、從來の木管を磨め鐵管に改造し、殆むと落成の期に接したり、冀くは此の懸樋を保存して、東京の名所をして、永遠に遺さしめむことを。

●西小川町

◎位置

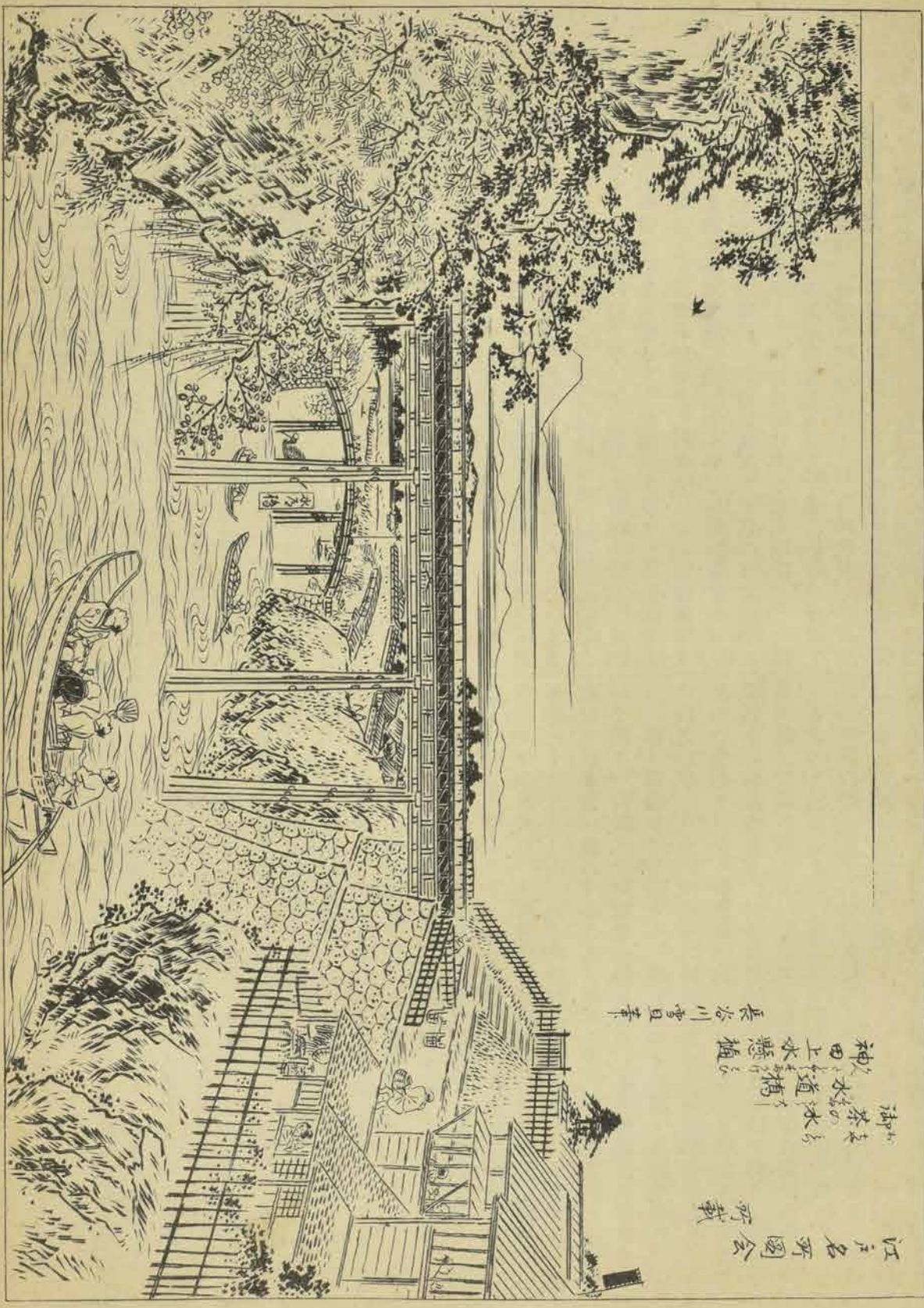
西小川町は三崎町の正南に位し。一丁目二丁目二に區分す。

往古此邊は幕府諸士の邸宅ありしどころなり。

◎學校、學會、事務所類

- 獨逸學協會學校 一丁目十番地にして宏天なる建築なり。
- 日本學館 二丁目九番地に在り。
- 東京看護婦學校 同番地に在り。
- 數理學會 一丁目十一番地に在り。
- 私立東京女學校同附屬幼稚園 一丁目一番地に在り。
- 獨逸學教授所 二丁目一番地に在り。
- 觀文書院 一丁目一番地に在り。
- 明倫義塾 同所に在り。
- 大日本新法典講習會 總裁は正三位清浦奎吾氏にして、二丁目九番地に在り。
- 大日本理科講習會 同地に在り。
- 教育公論發行社 一丁目五番地に在り。
- 唱歌風琴教授所 一丁目二番地に在り。
- 基督教講義場 一丁目九番地に在り。
- 有信館 飯術教授所にして一丁目七番地にあり。
- 愛甲診療所 漢法醫愛甲權蔵氏の設くるところなり。
- 千代田看護婦會 一丁目一番地三星とよ子の設くるところなり。
- 高橋捨六辯護士事務所 一丁目八番地に在り電話本局二百八十五番
- 法學士久木爲藏事務所 同所に在り。
- 齋藤隆夫法律事務所 二丁目十番地に在り。
- 播磨辰治郎辯護士事務所 二丁目九番地に在り。
- ◎商業、工場、
- 博文堂書房 房主は原田庄左衛門といひ二丁目五番地に在り。
- 豐盛堂石版工場 二丁目九番地に在り。
- ◎邸宅
- 郷純造邸 二丁目一番地にして、もと河野敏謙氏の居住せられし跡なり。
- 郷誠五郎邸 二丁目五番地に在り電話本局二百七十七番。
- 松田秀雄邸 一丁目十番地に在り。
- 佐々木愷思邸 一丁目二番地に在り電話本局千〇二十六番。

◎獨逸學協會學校



江戸名所圖會
 神田上水の道橋
 長谷川雪旦筆

本校は初め明治十六年十月二十二日(毎年此日を以て開校紀念日として休校せり)を以て、麴町區五番町十三番地に開設せり。當時西周氏を校長に推囑し。學科は之を分て初等高等の二科とし。各科修業の年限を三ヶ年三級と定む。又別に速成を主として。獨逸語學を教授する爲め。變則科を置きたり。同月廿四日本校設立の舉。上聞に達し。向ふ十ヶ年間毎年金二千四百圓宛。下賜の旨宮内省より達せらる。其後半年餘を経。明治十七年五月神田區西小川町に。校舎を新築して。之に移轉せり。同年十月には校規教則を改正し。初等高等の二科を廢して。普通科を設け。其修業年限を五年十級とす。又變則科を廢して。新に專修科を置き。其修業年限を二年四級とし。以て法律及政治學の専門學科を教授す。同月又授業料の半額を貯蓄し。生徒の卒業するに及んで。之を返付するの制を定め。別に貸費規則を設けて。學費缺乏の子弟を。給養するの途を立つ。十八年二月牛込區市ヶ谷に。教師館を新築し。専ら本校の外國教師を寄宿せしむ。四月宮内省の下賜金廢せらる。然るに翌十九年十一月。文部省より補助金として。年々金壹萬圓を下附せらる。旨達せらる。是れ他校に多く見ざるところなり。廿年四月校長西周氏辭任せられ。桂太郎氏交りて校長となる。同月四日文部省告示第一號を以て。本校を徵兵令第十一條第十二條第十八條第十九條第二十條第三項の官立府縣立學校同等の學校と認定せらる。爾來本校の校則等は。文部大臣の認可を経て施行し。殊に普通科に關する教則は。第一高等中學校の。審査を受けることゝなれり。同月司法省より補助金として。年々金貳萬圓を下附せらる。旨達せらる。又此月生徒貸費規則。及授業料貯蓄の制を廢し。且生徒の服制を定む。五月教則を改正し。新に英語科を置き。普通科の課程を五年五級となし。第一高等中學校へ入學すべき生徒と。本校專修

科に入るべき生徒とを養成す。專修科の課程も亦三年三級と爲し。専ら法律及政治學を教授することゝせり。廿一年七月文部省告示第三號を以て。本校專修科を特別認可學校規則に。該當するものと認定せらる。廿二年三月文部省の補助金減して。一ヶ年金七千圓と改まる。廿三年七月校長桂太郎氏辭任に付。文學博士加藤弘之氏を。校長に推囑す。十月校則を改正し新に普通科の豫備として。補充科を設く。廿四年三月司法省及文部省の補助金廢せらる。九月新に別科を設け。獨逸語學篤志者の爲に。専ら獨逸語を教授せり。翌廿五年十月第一高等中學校と聯絡を通し。同校入學規定第一條に據り。本校普通科卒業生を。該校の相當級へ編入することゝなり。次て普通科及補充科の學科程度を修正し。第一高等中學校の認可を受く。廿六年十一月廿八日校則を改め。普通科を尋常中學と改稱し。東京府知事の認可を受く。是より先き第一高等中學校醫學部と聯絡を通し。本校普通科卒業生の有志者を。同部へ編入することゝなりしか。翌廿七年四月より廿九年五月に至る間に第二、第三、第四、第五高等學校と。聯絡することゝなれり。本校の修業年限は五ヶ年とし。之を五學級に分てり。其第一年級へ入ることを得べき者は。品行端正身軀健康。年齢滿十二歳以上にして。高等小學第二級を。修業したる者。又は之と均しき學力を有する者とし。其他の級に入ることを得べき者は。此例に準し。相當の年齢に達し。其級の級程を修むべき學力を有する者に限り。又高等小學第二級を卒りたる者は。他の志願者に先ち入學を許すことあるも。入學せしむべき人員に超過するときは。試験を行ひ。其成績に依り。入學者を選抜す。本校に入學する者は。入學金壹圓。及授業料壹ヶ年金廿四圓を納むべし。

生徒は本校諸規則命令を遵守するは勿論なれど。若し左の項に觸るる者は之を除名す。

- 一 二年間引續き落第したる者
- 一 學業進まず到底卒業の見込なき者
- 一 出席極めて不常なる者
- 一 三十日以上無届缺席したる者
- 一 授業料未納に付通學を差止められたる後尙一ヶ月以上に及ぶ者
- 一 又校則等に違反し。或は怠惰放縱の者は。其情狀に隨ひて。之を懲罰す。但し懲罰は徳義に基きて。之を斷し。單に形迹のみを拘はらざるべし。懲罰の種類は左の如し。
- 一 直立 授業中指定の時間教室内に直立せしむ。
- 一 退場 授業に就くことを停止し教室を立去らしむ。
- 一 罰責 訓誨を加へて將來を戒しむ。
- 一 留置 放課後一時間以上三時間以内一日以上五日以内校内に留置す。
- 一 停學 悔悟の實願はるゝまで就學を停止す。
- 一 放校 學籍を削除して放逐す。

懲罰を受けたる者。其期満たるときは。之を命したる者の面前に於て。將來を慎しむべき旨を誓はしむ。殊に放校せられし者は。本校と聯絡の諸官私立學校へ。通知することあるべし。又是等罰則に反して。品行方正學術優等にして。他生徒の模範となるべき者には。一學年以内の授業料を免除し。之を特待生と爲す。

本校生徒の服制は左の如し。

- 一 帽 軍人形 黒色、地質羅紗(夏は帽に日覆を附す)
- 一 服 背廣形立襟 黒或は濃紺(但し夏衣袴は鼠色羅紗)地質羅紗ヘル若くは小倉組紺(細紺)
- 一 外套 軍人形 同上

右の外組長は。袖部に白線二條を附し。勤務生徒(勤務生とは体操概ね分隊長以上の勤務)は。袖部に黄線一條を附せしむ。

●今川小路

今川小路は雉子橋々畔より。蟻橋の傍らまでを總稱す。昔時此處に高家今川某氏の邸ありしに因み。今川小路と呼びなせしを。今尚ほ本名とはなせるなり。此地平坦にして海面を抜くこと。十一米内外なりとぞ。其位置を記さんに。東は概ね神保町一ツ橋通町を以て境とし。北は西小川町と鄰り。南西は悉く荒が淵に枕めり。

◎地名

今川小路二丁目 組橋より以東。一ツ橋通町に至る間を名け。九番地に分てり。同二丁目 雉子橋外より。三時町三丁目に至る間。左側にして十七番地に區別す。此を往昔雉子橋通三時町と呼びなせり。

同三丁目 組橋より以北。掘留に至る右側を名け。是れを九番地と定む。小出河岸 組橋より雉子橋に至る。壕本に沿ふところを稱ふ。こは是れむかし小出氏の邸宅ありしに因る。

◎官署、學校、學會、教會、醫院類

組橋巡查派出所 組橋々畔に在り。
 専修學校 二丁目八番地に在りて。もと東京五大法律學校の一つたりし。
 東京主計學校 二丁目十五番地に在り。簿記計算上に關する。學術理論の全般を攻究するところとし。明治十六年九月の創立に於ける。八月より三十日間。夏期講習會を開く。
 簿記學專修館 三丁目九番地に在り。
 英語專修會 又同所に在り。
 獨逸國東亞細亞協會書齋 一丁目八番地奥村市太郎邸内に設けらる。
 英語講習會 一丁目一番地に在りて。講習會雜誌を發行す。
 藥劑師會事務所 二丁目十一番地に在り。内に藥劑月報社支局を設く。
 瓜生會事務所 二丁目十二番地に在り。
 鳳鳴社 一丁目九番地に在り。
 諏訪電氣株式會社 一丁目九番地に設けらる。
 共立運輸合資會社 市内移轉貨物取扱などを行ひ。一丁目四番地に在り。

田中銀行 二丁目一番地に在り。
 守屋此助法律事務所 三丁目四番地に在り。電話本局四百六十三番。
 出浦力雄辯護士出張所 三丁目五番地に設けらる。
 境豐吉辯護事務所 二丁目十五番地に在り。
 瀨下法律事務所 辯護士瀨下清通氏の設置するところ。二丁目十六番地にあり電話本局百〇六番。
 法學士富塚政馬辯護事務所 二丁目十五番地に設置す。
 御嶽教會大教團 神智教大教團 二丁目五番地に在り。構造の壯大。地域の曠潤なるもの。引きもたらす。毎年十二月境内に年の市ありて賑なり。
 琴、三味線指南 二丁目十七番地に在り。山登ミツ子の教ゆるところ。府下有名人琴曲家なり。
 清樂教授所 清樂家富田溪蓮氏の門弟友田章連女の。設くるところにして。一丁目一番地に在り。
 遠州流挿花指南 一丁目四番地寶賀菴一龜女の。教授するところなり。
 寺田清樂教授所 是れまた富田氏の門弟寺田香蓮女の。設置するところにして。同町二丁目六番地に在り。
 田中齒科醫院 一丁目五番地田中熊三郎氏の設くるところなり。
 産婦診療所 二丁目三番地坂本某の開くところ。
 産婆中村繁診療所 三丁目九番地に在り。

◎商業類

旭軒 大弓場にして。三丁目一番地に在り。
 山陽亭 西洋料理店にして。一丁目十七番地に在り。
 今庄 飲食店にして牛肉、しゃも、かしは、西洋料理等御誂へに従ひて調理す。即ち二丁目一番地に在り。
 千登里 同しく牛肉、鶏肉を賣き。三丁目一番地に在り。
 美登里 同番地に在る壽司店なり。婿國神社祭禮の時などは。別して忙はし。
 風月堂 兩國若松町米津松造の支店にして。二丁目一番地に在り。現今電話の架設中なりと云ふ。風月堂の高名は。能く内外人の知るところなれば。此處に贅せず。
 石橋支店 新潟縣高田町石橋和平の支店にして。名物栗水飴を販賣するところ。二丁目一番地に在り。
 尾澤藥舖 牛込神樂坂の尾澤藥舖と同店にて。三丁目一番地に在り。

◎邸宅

澤井佳久邸 二丁目十番地に在り。本局五百二十六番の電話を架設す。
 櫻井小太郎邸 二丁目六番地に在り。
 小村壽太郎邸 もと高橋捨六郎なりしが。數年前同氏の居住するところなる。即ち此を二丁目十四番地とす。
 小林一知邸 三丁目六番地に在り。舊中央氣象臺長の居宅なり。

●専修學校

専修學校は。同志相謀り經濟學、法律學の二科を講授する所に於て。明治十三年九月十五日の創立なり。初め京橋區南鍋町に於て開校せしも。同年十一月同區木挽町に移轉したるに。十五年九月に至り。生徒益々増加し。校舍の狹隘を感じ。同年十一月神田區仲猿樂町に移り。教則を修正し。業務の擴張を圖れ

表神保町 錦町三丁目と裏神保町との間を名づけ。十番地に分つ。其内十番地は舊柳原邸の跡にして。維新後明治七年の頃は英語學校の敷地となり。次で此ころに小石川植物園分園を置かれ。後ち大學豫備門の附屬地となり。此處に障物物運動場を設けられし。今は變して多く商家さばなり。また明治二十年前後には此通りを障物物運動場と稱へたることあり。蓋し一方は空地にして他は第一高等中學校敷地なれば。白晝も尚ほ盜賊の出でしことあり故に名くさいふ。

裏神保町 組橋の方より小川町に至る間。左側の稱にして恰も長方形を爲す。此町は一十番地より九番地に區別す。

南神保町 裏神保町より尙ほ西の方一圓を名づけ。十七番地に分てり。

北神保町 南神保町の北に位して。仲發樂町と今小路二丁目との間に在り。是れを一十番地より十九番地とす。

◎神祠

永壽稻荷 表神保町一十番地に在り。一名を五十稻荷といひ世に名高し。

◎官署、學校、醫院類

萬世橋稅務署 表神保町一十番地に在り。電話本局千五百九十二番なり。

一ツ橋幼稚園 多田房之輔氏の設くることにして。同番地に在り。

菊地尋常高等小學校 同町二番地に在りて私立小學校なり。

台西尋常高等小學校 同町十番地に在り。

東京實用英語學校 同所に在り。

北漢塾 英漢數學を教授するところ。裏神保町八番地に在り。

順理學舎 同町五番地に在りて。數學を教ふ。

秀野軒 漢學專門教授所にて。南神保町六番地にあり。

實用英語會 同町九番地に在り。會話專門にして主幹は外國人トーマス、エイチ、ブレンナンと云ふ。其他助手數名にて教授す。

關南學舎 北神保町三番地上野正雄氏の設くることなり。

順眞學會 英佛獨漢の四科學を教授す。北神保町十三番地に在り。

漢學教授所 同番地に在りて乘附春海氏の教ふることなり。

維新義塾 數理專門にして。十一番地に在り。

中學書院 南神保町四番地に在り。

中學教育會 同所に在り。

義立博愛社假事務所 南神保町十七番地に在り。

東京博物學會 裏神保町一十番地敬業社内に設く。

高等學術研究會事務所 同六番地莊資親方に在り。電話本局七百五番。

神道館 神刀流劍舞指南所にして。表神保町十番地長島正道氏の設くることなり。氏は有名な日比野正吉氏の高弟なりとす。

茶道指南所 表神保町二番地に在りて。所主を共月金仙翁といふ。

清樂教授所 同所に在りて。清樂家富田深蓮門人水野光蓮女史の教授することとす。

千家流茶道花道指南所 裏神保町三番地に在り。

關安喜三壽賀長唄指南所 表神保町二番地に在り。

清元延大伊指南所 同町三番地にあり。

歌澤長吉淨瑠璃指南所 同地に在り。

神醫院 北神保町八番地に在り。電話本局七百一十番。

馬島診療所 同町十八番地に在りて。醫學士馬島永徳氏の診療所なり。電話本局千四百八十三番。

神保堂醫院 表神保町十番地に在りて。從六位勳五等高平了輔氏の診療所なり。

齒科醫院 同町二番地に在り。院主を山口次郎吉氏といふ。

柳内策之助診療所 表神保町十番地に在り。

益研堂醫院 同町一十番地に在りて。新免義男氏を院長とし。毎日午前九時より正午までを診療時間と定む。

八尾彰診療所 裏神保町五番地に在り。

一非正典診療所 齒科專門醫にして南神保町十七番地に在り。

東都看護婦會本部 北神保町十三番地に在りて。横濱市鶴町に支部を設け。遠近に拘らず看護の招きに應ずるといふ。

矯正看護婦會 表神保町十番地に在り。

久保田産婦診療所 同番地に在り。

高澤いよ産婦診療所 同町二番地に在り。

秋間たい妊婦診療所 南神保町十二番地に在り。

瀬戸さき同上 北神保町十八番地に在り。

池上あさ同上 同十七番地に在り。

戸口茂重法律事務所 表神保町八番地に在り。

齋藤孝治法律事務所 裏神保町五番地に在り。電話本局三百四十七番。

辰巳録之助法律事務所 南神保町十番地に在り。

今村力三郎法律事務所 北神保町七番地に在り。

◎商業、營業類

東明館 勤工場にして裏神保町一十番地に在り。

南明館 同上にして表神保町一十番地に在り。

秀華亭 西洋料理店にして裏神保町三番地に在り。

長生樓 料理店にて表神保町二番地に在り。來客絶ゆる間なく。尤も新鮮なる料理を製り。

今用 神保町中風指の牛肉店にして。前庭の風致、室内裝飾は電燈と共に美觀を添へ。飲むものをして自ら寛らしむ。別に西洋料理の爲め一室を設け。外人の出入に便す。此ころを表神保町十番地とす。

相仙 料理店にして天然雜業をも兼ね。南神保町二番地に在り。近傍の仕出しに料理人の庖丁を置く間もなしと云々。

地久庵 裏神保町五番地に在りて有名なる蕎麥切店なり。

金澤菓子店 表神保町一十番地にあり。名高き菓子屋なり。

花月堂 同しく菓子店にして。同所に在り。

石田菓子店 越の聲の本家にして。是又同番地に在り。

長谷川商店 横濱樂樂せんべいの支店にして同所に在り。

六花堂菓子店 裏神保町五番地に在り。

木村屋 麵包製造所にして同番地に在り。

長廣堂 西洋菓子屋にして。南神保町一十番地に在り。

三河屋 是れまた有名なる菓子商にして。同町六番地に在り。

延壽亭 しろこ屋にして表神保町二番地に在り。

千代田軒 一等球戯場にして裏神保町三番地に在り。

武勇軒 大弓場にして南神保町に在り。

吉川大弓場 表神保町四番地に在り。

丸ノ軒 又大弓場にして同町一十番地に在り。

川竹亭 寄席にして表神保町七番地に在り。電話本局七百六番。此寄席も重の井と稱へしか。十数年前更りて川竹亭と改めり。

聚樂亭 講談席の寄席にて。もと表神保町三番地に在りしが。二十五年の大火後引移りて。今の一十番地に營業せり。

新聲館 宏大なる寄席にして同所に在り。

加藤寫眞店 表神保町十番地に在り。

神保館 同しく寫眞業にして。同町二番地名越源太郎氏の設くることなり。

渡邊寫眞店 販賣をもなす。同町六番地に在り。

井谷寫眞店 同町一十番地。即ち新聲館より數軒西の方に在り。

眞誠堂石版活版印刷所 表神保町二番地にあり。

三島活版印刷所 南神保町十番地に在り。

大島活版印刷所 表神保町十番地に在り。

今成活版印刷所 同番地内に在り。

弘文堂活版印刷所 同町二番地に在り。

昇進堂ゴム印刷製造所 表神保町一十番地に在り。

明治商會事務所 同番地に在り。

明共會事務所、同益會事務所、共救會事務所、共に同所に在りて信用貸金取扱を爲す。

旅人宿下宿營業各區但合同盟會事務所 表神保町十番地旭樓内に設く。

宿屋營業神田組合事務所 同上

旭樓 旅館にして表神保町十番地に在り。樓主を辻井喜太郎と云ひ。神田區内宿屋下宿屋營業者取締を爲す。電話本局三百八十二番。

八重垣館 北神保町十二番地に在る旅館なり。區内同業者の副取締を爲す。館主を加藤市次郎と云ひ。電話本局四百三十三番。

日芳館 旭樓の東方に在りて宏大なる旅館なり。電話本局九百五十七番。館主を日下部法城と云ひ。前者と共に神保町の三大旅館とす。

埼玉館 旅人兼下宿業にして。南神保町十六番地に在り。

東洋館(下宿業表神保十)。上野館(下宿業同上)。縣春野旅宿下宿業(同上)。春陽館(同北神保町十二)共に稍大なる下宿業なり。

日本貯蓄銀行支店 表神保町三番地に在り。

岡倉硝子商店 南神保町二番地に在り。電話本局千六百三十番。

森硝子商店 表神保町二番地に在り。

鶴屋 西洋小間物袋物商店にして同町三番地に在り。電話本局十四番。

井口商店 洋毛織物商にて同番地に在り。電話本局千二百三十九番。

桔梗屋 西洋服商にして同町一十番地に在り。電話本局三百八十四番にて。店主を齋藤喜久太郎と云ふ。

近江屋 絲商根本仙助の商店にして南神保町一十番地に在り。電話本局千四百九十七番。

徳海屋洋服店 同町二番地に在りて。電話本局四百三十一番。

敬業社書舖 表神保町一番地に在り。有名なる書籍出版販賣所にし。博物標本の製造をも爲す。電話本局二百五十八番。

三省堂書店 同町同番地に在り。前者と共に其名高し。電話本局七百十二番。高田房 同しく有名なる書籍店にて合資会社なり。房主を板本嘉治馬といひ。電話本局千〇三十六番にして同町九番地に在り。

明法堂 同町七番地に在り。活版印刷業をも兼ね。堂主を鈴木敬親といふ。電話本局千四百三十六番。

中西屋書店 店主を山田九郎と名け。丸善の支店といふ。表神保町三番地に在り。電話本局四百十番。

東京堂 博文館の支店にして同町三番地に在り。堂主を大橋省吾といひ。電話本局二百四十八番を設す。此邊書籍店の夥しき蓋し都下第一とす。就中本店は雑誌店のこもとて、生の來往頗る如し。

八尾書店 同町一番地に在り。専ら法律書を賣き傍ら官報取次販賣を業とす。電話本局五百七番。

開進堂書店(表神保二) 開新堂書店(南神保二) 松江堂雜誌店(同上) 松新堂書店(同九) 中野書店(北神保二) 有朋堂(南神保十一) 藝文館書店(南神保十七)。

六花堂書店(同) 東華堂(表神保町五一) 上田屋書店(同九) 青柳堂雜誌店(同六) 中央堂書店(表二) 是等は多く書籍販賣並に古本買賣所なり。

井上洋品店 南神保町四番地に在り。支店を小川町十番地に開き。其他近傍の勤工場に。出品するもの夥多しとす。

藤原洋品店 表神保町五番地に在り。支店を東明館内に設け。同町一番地に在り。店主を山口儀助といふ。毛織物販賣店 支店を東明館内に設け。同町一番地に在り。店主を山口儀助といふ。

中田屋洋品店 表神保町一番地に在り。便利堂洋品店 同町九番地に在り。

信盛堂洋品店 表神保町一番地に在り。生雲堂筆墨硯紙店 表神保町七番地に在り。

正直堂 同所に在りて名刺印刷業専門なり。高貴の注文絶へずといふ。電話本局八百九十番。

瀬口糖草店 同町八番地に在り。長谷川商店 同町七番地に在りて。府下小賣業へ卸下賣を爲す。

福多屋雜貨店 婚姻納物をも調進す同町三番地に在り。佐野時計商 表神保町六番地に在り。電話本局四百四十六番。金子牛肉店 現今建物新築中なり。公使館其他貴顯邸の注文絶へず。電話本局千五百六十二番にして。表神保町五番地に在り。

● 邸宅

從四位三井八郎次郎邸 北神保町七番地に在り。電話本局五百四十二番。

● 神病院

神病院は。北神保町に在り。且つ神保園の跡なるを以て。直ちに取立て命けたる者なるも。病院としては其の名甚だめでたし。女關、患者控所等は少しく古ひたるも。病室、顯微鏡室其の他は。悉く近年の新築に係れり。院域の總坪數は七百に餘り。建坪の數亦二百を越へ。區内屈指の病院たり。電話本局七百一十番。

庭園には蓮池ありて雅趣を添へ。卉樹蔭を交へ。四時の觀に富めり。殊に三層樓上に至りて。一たひ窓を啓けば。則ち九段阪、牛か淵を首め。神田、日本橋、丸の内等の勝景。皆寸眸の中に在り。夏時は涼風陣々として來り。炎熱を驅れり。故に回復期及び輕症の患者は。或は此處に涼を納れ。或は彼處を徘徊して。病を慰むる等。凡て除痾の一助となれり。

院は明治二十三年一月開設し。鈴木萬次郎氏院長たり。然るに衆議院議員に選舉せられしより。専心醫業に従事する能はざるを以て。實弟篤三郎氏を舉げて院長の任に當らしめたり。氏は仙臺の高等學校醫學部を卒業し。後ち傳染病研究所に入り。數年北里博士に就て細菌學を研究せり。故に氏の特に長する所は。肺結核脚氣及び傳染病。即ち虎列刺赤痢腸室扶斯實扶的里亞痘瘡等の如き。細菌に因する治療法にして。入院患者の平均數は終始五十名を下らず。其の内七八分は肺結核脚氣及び傳染病患者にして。其の成績は一昨年收容したる赤痢病患者は。百八十

餘名の中死亡數は八%位にして。昨年は七%許なり。本年一月より六月末日まで。收容せし傳染病患者の數は。既に百を以て算するも。其の鬼籍に登りしは。僅かに實扶的里患者一名あるのみ。

院は他の病院と異なりて。決して若年の看護婦を使用せざるは。是れ理の在る所にして。兎角若年の者は。糞便等の取扱を厭ふ傾向あるも。中年の者に至りては。各自子女等を擧げて尿尿の始末を爲し。其の取扱法に習熟せるを以て。決して嫌ひ避るの色なく。諸事親切丁寧に行届て。毫も粗漏の點なきを以てなり。

病室には悉く疊を敷き。藁床を置き。患者をして其の上に安臥せしむ。故に來訪者あるも。坐して談話するを得。傳染病室は板の間に藁床を置き。唯附添人の坐する所にのみ。疊を敷き。板の間は日に三四回つゝ消毒液を以て淨拭し。傳染の恐なからしむ。又其の出入口には。必らず消毒液を浸したる雑巾を敷き詰めたれば。知らず識らず消毒液を以て足蹠を拭ふの便ありといふ。

巢鴨高燥の地に分病院あり。そは其の地の名所圖書編纂の際に記載すべし。

● 萬世橋稅務署

萬世橋稅務署は。表神保町角に在りて。表門は。西南に面し。東に通用門を設け。環らずに黒塀を以てす。建物は木造瓦葺二階建七十餘坪なり。明治二十九年十一月一日の開署にして。神田、本郷、小石川の三區を管轄す。現在署長は。司稅官溝口潤太氏なり。電話本局千五百九十二番。

● 一ツ橋幼稚園

一ツ橋幼稚園は。明治二十二年五月一ツ橋通町二十番地に創設せしものにして。園主は。多田房之輔氏なり。氏は。多年教育

に従事し社會の信用を博し。遂に舊師小西信八氏の指導に由り。大谷本備一郎、辻新次、中川元、能勢榮、角田眞平氏等外五十餘名の賛成補助を得て設立せしに。生徒益々増加し。園舎の陝隘を告ぐるに至り。二十六年八月現在の地を卜し。改築に着手し。十二月落成移轉せるなり。

建物は。木造瓦葺二階建にして。階上を園主の住居に充て。階下を教室とし。開講室二ヶ所、遊戯室一ヶ所、付添人控所一ヶ所を設く。園主は家族的保育の目的を以て。少數の幼兒を養成せむと欲し。最初は保育場と稱し。三十名を定員とせり。而るに。移轉後六十名と改めし。漸次増加して。現員幼稚生九十餘名に至りしは。本園の最も名譽とする所なりと。職員は主任多田喜勢子を首め。保姆林田もと、助手西村きしほの三名なり。

開園以來保育せし幼兒は。徳大寺侯爵の令嬢、令息を首め。大關、土井、武者小路家等の令息、令嬢等數百名に達せり。二十三年四月十八日。開園式執行の際に。辻文部次官、西村視學官、其他朝野の來賓四百餘名ありて。祝文朗讀、演説、幻燈等を催し。頗る盛會なりしと。保育料は。一名に付一ヶ月金六十錢以上壹圓以下なり。

● 永壽稻荷社

永壽稻荷社は。俗稱五十稻荷にして。表神保町勸工場南明館の傍にあり。同社に就きて。其の沿革を尋ぬるに。昔正徳年間徳川幕府の御用地たりし頃。山城國伏見稻荷の分靈を祀りしものにして。安産守護として。其の名甚だ高し。其の後戸田長門守屋敷となりしも。依然同家に於て。奉祀し居りしと。維新後邸宅の毀たれて町家となるに及び。毎月五日の日を緣日となすに至り。俗稱して五十稻荷といふ。本社に於て授くる白豆あり。兩断して祈請せる呪文を書し。再び合して誓形となし。

産前四十日頃服用するときは。安産の效驗著しとて。妊婦の祈請を乞ふ者多く。時に千葉、茨城等の近縣より來ることあり。例祭は。毎年四月十五日にして。當日は。社側に神樂殿を設け。神樂、手踊、茶番等を演し。附近には地口行燈等を掲げ。雑沓を極む。毎月の縁日には。老幼子女の來りて詣する者多く。市中有數の縁日なり。境内の左右に。玉垣を環らし前面に二個の鳥居を建つ。一は石造にして。他は木造なり。社に沿ふて社務所を設け祀宇を管理せり。

●南明館

南明館は。小川町通り表神保町五十稻荷の傍に在り。其の周圍は總煉化造にして。入口には。四層の高樓巍立して人目を驚かせり。毎階の縁には彩色せる欄干を設け瓦斯燈を飾り艶麗いはむ方なし。其頂上は銅板を以て裹み。中央に時計を裝置す。事務所は。其二階に置き。階下の一方を館の出入口に充て。一方は寶門に造りて。通路の用に供せり。其の狀屋氣樓の如く精巧を盡せり。

本館は。初め浴集館と稱し。明治十五年の創業にして。有名な年工場なりしが。二十五年四月十日の大火に類焼し。後再築して開業したるも。商勢舊時の如くならず。遂に本年四月に至り。廢館して南明館となり。内外の構造を改め。同時に出品廳の改良を行ひ。同月二十日を以て盛大なる開館式を舉行し。餘興には。音楽隊の奏樂、娘手踊等を演じ。盛況を極めしかば。爾來商勢漸く恢復して。今日の如く繁盛に赴くに至りしなり。館内出品店の數は。六十有餘にして。内外の雜貨を陳列し。物品を精選して販賣しあれば。一度館内に入れば。裝飾品は勿論家具に至る迄立ろに辨せざるはなし。殊に本館の特色として販賣するものは。西洋家具にして。其陳列品は。寢臺、長椅子、

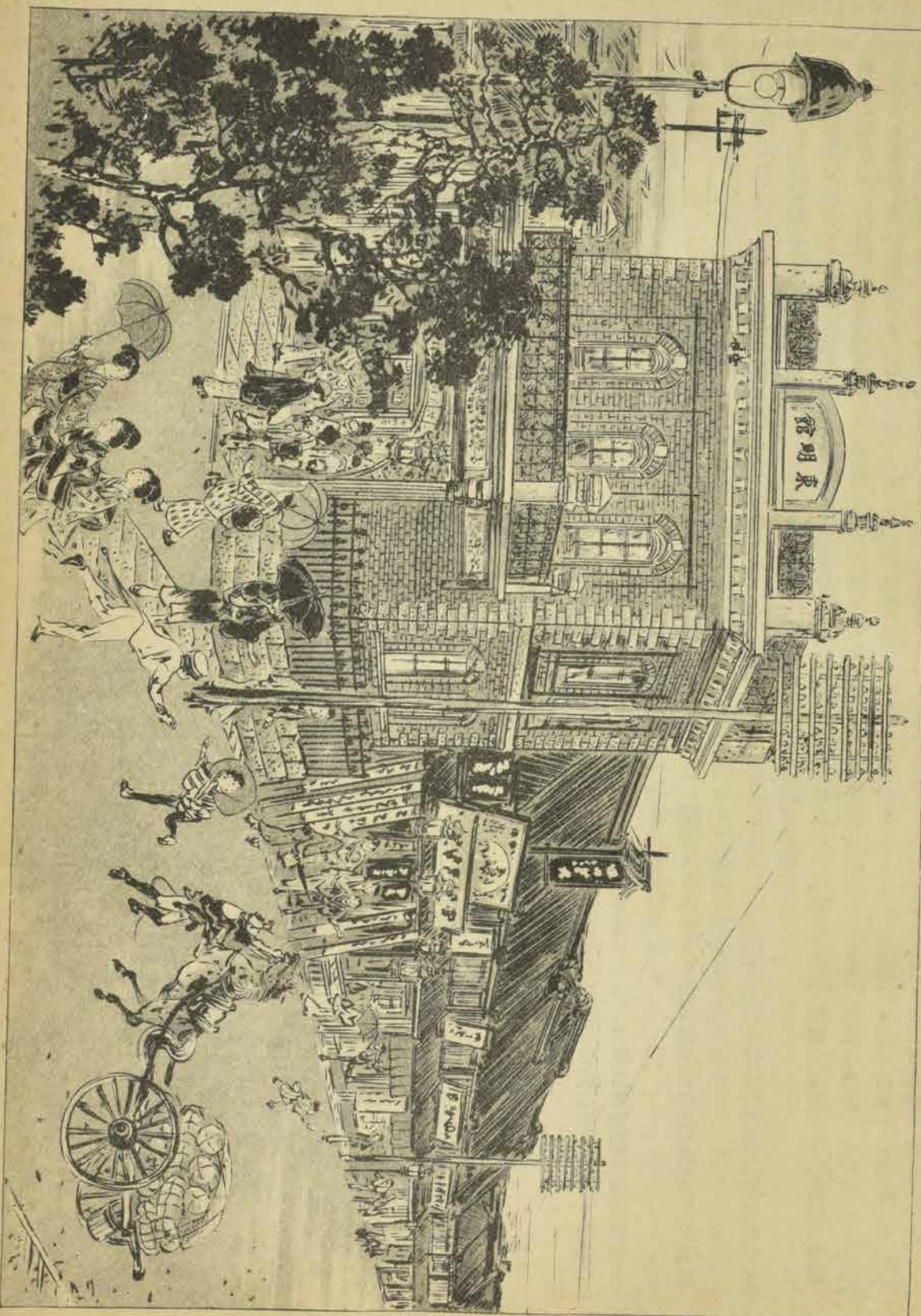
椅子、卓子、オルガン、洗面臺、帽子掛、旅行鞆等枚舉に違わらざるに至りては。他の比を見ざる所なれば。縦覽して。適宜の器具を購入する等便益少なからざるべし。

●新聲館

新聲館は南明館の後方に在り。即ち戸田長門守屋敷跡にして。和久田東十郎氏の設計に係り。明治二十五年の創立なり。其の入口は西南に面し。左右に欄を構へ。新聲館と題せる扁額を掲げ。館前に興行切符賣場並に揭示場を備へ。宏大なる演舞場にして。館内正面には。間口七間三尺の舞臺を構へ。其の東方には。太夫出語りの床あり。左右正面を棧敷とし。階下には。高土間、平土間を設け。中央を大入場に充つ。入場定員は八百名なり。初め能舞臺を設立するの計畫なりしも。半にして。三遊亭圓朝の主唱にて。落語定席となり。更に變して人形芝居の興行席となり。新築落成の後吉田國五郎を聘し。人形芝居を演し。引續き二十六年八月。再び吉田國五郎、西川伊三郎等共同して。播磨太夫、綾瀬太夫、生駒太夫、織太夫、津賀太夫等を聘し。大入形を演したるとあり。爾來各種演藝の席に貸與し。小屋代として。一日金十五圓を徵集し。日數を定めて興行する物に限り。多少の割引をなし。點火料は。借主の負擔と定め。興行の種類によりて。下足料を徵收すると否とありて。貸與申込者の絶ゆることなし。本年に入りて主なるものは松旭齋天一の奇術あり。源氏節の踊、活動寫眞等あり。何れも繁昌せざるはなく。市内有名の演藝場にして。現今の館主は宮村まづ子なり。

本館敷地は。凡二百餘坪あり。建物は。總煉瓦造り凡そ百五十坪にて。樂屋極めて廣く。道具部屋、大部屋、太夫部屋、合部屋等に分ち。總計三十五坪餘あり勝手、湯殿、兩便所を備へ。別に六坪餘の土藏を有す。殊に太夫部屋には。中庭を構へ。空

東明館の道



氣の流通を計る杯。注意周到ならば。地方より來りて興行せむと欲する者は。本館を借用し。寢具一切を整へ。興行期間此の部屋に起居して。看客の大喝采を博し。囊裡を暖めて郷に歸る杯。便益夥なからざるべし。館内左右の棧敷に扁額を掲ぐ。東方にあるは新聲館西方にあるは朝野樂と題せり。客席は天井高くして廣大なれば。夏は空氣新鮮にして。冬は暖かなれば。演藝の何れを問はず。來觀するに宜しかるべし。電話本局千六百二十三番。

旭樓

旭樓は。區内有名の旅館にして。表神保町に在り。明治二十二年の創業に係り三層樓の大館なり。前面は。一ツ橋通に對す。入口に軒燈を掲ぐ。題して旭樓とし。改頁の二字を顯す。業主辻井喜太郎。其の敷地は。百八十坪餘あり建物は總計百五十餘坪にして。内五十坪は。三階にて離家は二棟あり。二階建にして。近年の建築なれば。頗る清潔なり。座敷大小四十室を有す。目下十三坪餘の土藏を建築し。落成を竣て。上等座敷に充つる計畫にて。其工事中なり。三層樓上に登りて眺望すれば。九段阪、牛ヶ淵、丸の内を首め。區内附近の勝景悉く眸裏に在りて。光景云はむ方なし。當樓の位置は。熱鬧の市街を距る十數歩。極めて清閑にして。車馬の便益頗る宜しければ。地方より出京せる紳士、豪商の來りて。宿するもの多く。日夜繁盛を極めり。宿料は。並等五拾錢より特別上等壹圓五拾錢まであり。空氣の新鮮にして。流通よく。夏涼しく。冬暖なるは。當樓の特色として。他に誇る所なるべし。

東明館

東明館勸業場は。表裏神保町の大路より小川町に出てむとする通衢の要衝に在りて。好位置を占め。加ふるに陳列商品の極め

て多きを以て。其の繁榮なること他の勸業場に冠たり。本館主は進惟善君にして。明治二十五年四月。當時惟一の勸業場たりし洽集館の焼失せしより。衆庶の利便を失はむことを恐れ。同年五月東京府の認可を得て建築に従事し。七月五日警視廳の許可を経て開業せり。

巍然たる煉瓦造りにて。三百六十坪を有し。館内に商品陳列店八十軒を開けり。休業日は毎月十六日なり。今は南明館の堀起するありて。相對峙するの姿となり。互に勉勵して以て好評を博せむとせり。

元治再刻の小川町繪圖を檢するに。此地は古賀謹一郎の屋敷に當れり。嗚呼儒學家の居宅。今は變じて商業場となる。時勢の變遷驚くべし。

一ツ橋通町

◎位置

一ツ橋通町は。神田區の南西隅に位して。南は壕水を隔てし。文部省敷地に面し。東は表神保町及び錦町三丁目に境し。西は今川小路。北は南神保町と隣りす。此地昔時は松平豊前守、井上筑後守。其他諸士の邸地。及護持院原の内三番火除地なり。當時此邊は一ツ橋小川町。表神保小路など稱へしか。明治の初年飯田町と名つけ。同五年改めて一ツ橋通町と。呼ぶこととなりたり。古書に曰く往古江戸城造築の時。假に大木一本を渡し。時の人足どもを往來せしめしか。其後大ひに不便を感じ。此所に架橋し一ツ橋と名けしを。再び一橋殿の館を設けらる時。改築せりとあり。是非判し難きも暫らく記して。確證を待つ。

◎地名

一ツ橋通町は二十二番地に分ち。其多くは高等商業學校の敷地とす。護持院原。昔時一ツ橋外を稱へしが。今は宏大なる學校を設けられ。僅に老松の存

するを見るのみ。
本多河岸 雉子橋より一橋に至る間。北側即ち高等商業学校の。火除地とするこ
るを名く。もと本多氏の邸宅ありしによる。

官署、學校、學會、病院

高等商業學校 一番地に在りて。文部省に屬し。昔時護持院原の跡にして。明治の
初年大學南校を置かれ。其後東京外國語學校となり。其建築物を修繕し。繕らす
に赤練瓦壁を以てせり。
東京高等師範學校附屬小學校 二番地に在り。昔時此ところは松平豊前守邸なりし
が。明治以後に至り。鉢操傳習所を建築せり。今尙ほ其建築物及び。鉢操器械の
存するを見る。其れより數月間。高等女學校たりし。
私立共立女子職業學校 雉子橋外二十二番地に在りて。女子に職業を教授するこ
ろとす。

帝國教育會 職業學校に隣り二十一番地に在り。本會はもと大日本教育會と國家教
育會と。合併せしものなり。

帝國教育會圖書館 同所内に在りて。衆人へ圖書を觀覽せしむ。

大日本佛教圖書館 是又同所内に在り。

大日本女子大學校創立假事務所 同所に設けらる。

伊學協會文庫 同所内に在り。

ホアソナード文庫 同しく書籍館内に置かる。佛國人ホアソナード氏蒐集の圖書な
り。

教育會英語科傳習所事務所 是れまた同館内に假設せらる。

教育會報發行所 同所に在り。

東亞同文會 二十一番地に在りて。東亞時論を發行するところなり。

私立代用養育高等尋常小學校 二十番地に在りて。書家小山靈潭氏の設立するこ
ろなり。

成美塾 漢學教授所にして同所に在り。

船光醫院 四番地に在りて小林寛氏の設くるところ。本院に於て体格検査の依頼に
應ずといふ。

一ツ橋巡査派出所 五番地酒店伊勢屋の角に在り。

一ツ橋郵便受取所 同所伊勢屋の主人前山松次郎氏の取扱ふところなり。

商業

有斐閣 有名なる書店にして。七番地に在り。閣主を江草芥太郎といふ。電話三百

米御藏等を設立したりしが。維新の後。東部は。陸軍兵學寮出
張所を設け。西部に大學南校を創立せしむ。今は幾多の變遷を
經て。東部は。外國語學校地震觀測所の外は。概ね町家となり。
西部は。高等商業學校とはなりぬ。天保の頃には。周圍に棚を
構へ。芝生の間。松杉を併植しありて。士民の來りて遊ぶ者多
かりき。されば。地内に茶店を設け。茶菓を露せて。休憩に任
し。兒童は紙鳶杯を飛ばしつ遊び戯れしとなり。狂歌江戸名所圖
會第二編に。

高等商業學校

高等商業學校は文部省の管轄に屬し。明治十八年九月一ツ橋通
町一番地(舊官立東京外國語學校跡)に開設す。而して其之を創
立せしは。實に明治八年に在り。今其要を摘み左に掲げん。

三十三番。
松屋 吳服大物商にて八番地に在り。電話の架設あり。

武藏屋 吳服商にて。十一番地に在り。

吉村吳服店 十四番地に在り。

升水屋 西洋小間物商にして。五番地伊勢屋に隣す。電話本局六百八十九番。

山田屋 洋傘店にして十四番地に在り。

尾崎商店 靴商にて十二番地に在り。

一ツ橋運送店 十四番地に在りて。内國の運送物を取扱ふ。

三橋 十六番地に在りて。此近傍有名なる蒲燒店なり。其他花客の需に應し。料理
を爲す。

小松屋(靴商)十六番地。清水洋酒店(六番地)。など來客絶ゆることなし。

護持院原

護持院原は。今の一ツ橋通町の一部と。錦町三丁目過半に亘り
て。廣大なる原なりし。護持院原とは。元祿元年十一月四日徳
川五代將軍綱吉常憲公。柳原に在りし知足院を是れに移して。
筑波山護持院元祿寺と改稱し。密教の大伽藍を創建したりしが。
享保二年正月の火災に鳥有となり。後ち大塚の地に移し。其の
跡を火除地となしたり世俗護持院の跡なるを以て護持院原と稱
す原は。其の西方にして。貞享の比は。土屋甲斐殿、三浦壹岐
守殿やしきなりしを後召上られ。元祿年中より明地となりしを。
明和年中松平采女正殿へ被下しと。又明和九年辰二月二十九日
の火災に類焼ありし後明地となる。三番原は。二番原の西の原
也。天和の頃迄は。酒井伊豫守殿、松平備前守殿やしき也。貞
享の比より明地とはなれり。一番原の東の方に少しの空地あり。
天和年中は中山勘解由。加藤伊織。彦坂壹岐守等の屋敷。是も
元祿の比より明地となりて。有名なる火除地なりしが。漸次諸
士の邸宅となり。慶應年間に至りては。僅かに一番原のみを存
し。其の東部に。騎兵當番所を置き。西部に。開成所及び御固

したり。是に於て爾後其管理に屬せしか。翌九年五月京橋區木
挽町十丁目十三番地に移り。同月遂に府立となる。是より東京
府廳の管理する所となり。尙商法講習所と稱し。矢野次郎氏所
長に任せらる。八月新に學制を定め。十二年十一月府廳。東京
商法會議所議員磯澤榮一、益田孝、福地源一郎、木村利右衛門、
清水九兵衛氏等の五名を擧げて。商法講習所委員となし。規則
を撰定せしめらる。十四年七月本校俄に廢せらる。蓋し是年府
會に於て。本所經費の支出を拒絶せしを以てなり。九月府廳農
商務省に稟請し。其補助を得て復た之を興し。舊に仍り矢野次
郎氏を以て所長に任す。十五年府下有志の商賈金を醸して。本
所維持の資金に充つ。十六年十月矢野氏職を辭したるにより。
東京府御用掛南貞助氏を。所長事務心得と爲す。十七年三月同
所を農商務省の直轄官立學校と爲し。東京商業學校と改稱し。
農商務少書記官河上謹一氏校長を兼任せり。六月農商務省更
に第一國立銀行頭取澁澤榮一、日本銀行副總裁富田鐵之助、三
井物産會社長益田孝の諸氏へ。本校々務商務委員を囑托す。
同年八月河上氏職を辭し。矢野氏復校長に任せらる。十八年
五月より文部省の管轄に屬せり。是年九月文部省其所轄の東京
外國語學校。及其附屬高等商業學校と。本校とを併せて。更に
東京商業學校と稱へ。今の地に開設し。森有禮氏をして本校の
監督を兼ねしむ。校長及商議委員等は。共に故の如し。十九年
一月本校の教科を分て。高等部普通部語學部の三部とせり。是
月木挽町なる舊校舍へ。新に商工徒弟講習所なるものを設け。
本校の附屬とせらる。該所は則商工の子弟に。實地近易の學術
を授けらる所たりし。二月高等部語學部を廢し。四月本校の職
制定まる。同年五月大藏省所屬銀行事務講習所を。文部省の管
轄と爲し。且之を本校に屬せらる。因て銀行專修科と改稱せり。

六月其校舎の錦町一丁目在りしを。本校内に移さる。二十年三月本校規則を改正し。先きに設けられたる。尋常高等の稱を廢して。豫科本科を置き。豫科を一年本科を四年と定む。同年十月本校を高等商業學校と改稱す。二十二年三月本科の修業年限を三年となし。附屬主計專修科を。主計學校と改む。次て二十六年四年校長矢野氏職を辭し。法科大學教授和田垣謙三氏。臨時校長事務取扱を命ぜらる。六月文部省參事官由布武三郎氏校長に任せられ。和田垣氏の任務を免せらる。八月各地商業學校の優等卒業生は。若干の普通學科を試験し。俱に豫科に入學を許すこととし。又學科の如き其一二を併合し。第二外國語中に。露語を加設せらる。翌九月よりして附屬主計學校は。廢止せられたり。二十七年十二月第二外國語中に朝鮮語を加ふ。二十八年八月校長由布武三郎氏。文部省參事官に任せられ。文部大臣秘書官小山健三氏に。校長の任命あり。三十年四月附屬外國語學校を附設せらる。同三十一年五月校長小山健三氏文部次官に任せられ。一時本校の教授神田乃武氏。校長心得を命ぜられしか。六月東京帝國大學書記官清水彦五郎氏。校長となる。八月又清水氏職を辭し。文部省實業教育局長手島精一氏。校長事務取扱を命ぜらる。十月手島氏の校長事務取扱を免し。高等學務局長高田早苗氏。同じく事務取扱を命ぜらる。十一月更に高田氏其職を免せられ。文部省普通學務局長。澤柳政太郎氏校長事務取扱に任せられたり。本年に及んで澤柳氏校長事務取扱を免せられ。駒井重格氏交りて校長となる。

定む。其學科課程は左の如し。
 豫科 商業道徳、書法、作文、數學、簿記、應用物理學、應用化學、英語、第二外國語(佛、四、獨、伊、清)、林業、
 本科 商業文、商業算術、簿記、英語、第二外國語、機械工等、商品、商工地理、商業歴史、濟經學、統計學、財政學、民法、商法、國際法、商業學、商業實踐、林業、
 專攻部 商業經濟學、經濟地理學、民法、商法及海法、國際公法、國際私法、憲法及行政法、英語、第二語學、内外商業慣習、銀行業務、鐵道業務、海漕業務、保險業務、
 入學期は每學年の始(毎年九月)とす。又本校に於て適當と認めたる。公私立尋常中學校の卒業生にして。該校長の品行方正、學術優等、身壯健と。認證したる者は。相當の人員を限り。試験を要せず。豫科に入學を許すことありとぞ。其他官公立學校にして普通學の程度。尋常中學校と。同等以上と認めたる學科の卒業證書を有する者。亦同じといふ。されど普通の入學志願者は年齢十七年以上にして。品行方正のもの。左の試験課目に合格したる者に限り。

和漢文(訓點、解釋)、書法(楷行草)、作文(公私用文、記事、數學(算術、代數、幾何三角、圖形)、論說文ノ内)、地理(内外國)、歴史(内外國)、圖畫(自在畫、用圖畫)、物理、化學、博物、英語(會話、反譯)林業、

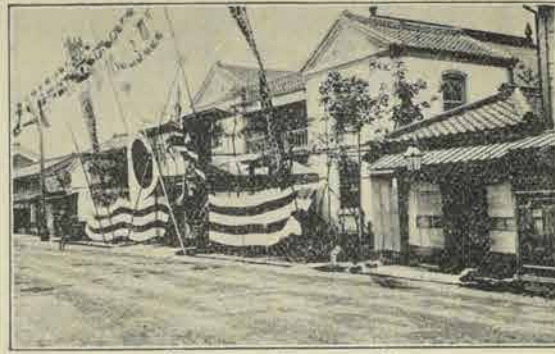
而して此入學試験を。受けんと欲する者は。金參圓を試験料として納付せしむ。但し前條の如き官私立學校の。證明あるものは入學料として。金壹圓五拾錢を出すものとす。授業料は一學年豫科金貳拾圓本科金貳拾五圓と定め。專攻部は金貳拾五圓とす。本校學生々徒の。學力優等品行方正にして。學資支辨の途

本校の總則大意を記さむに。本校は主として。内外商業に關する。高等の教育を施し。將來公私の商務及會計を。處理すべき者。并高等學校の主幹。又は教員たるべき者等を。養成する所とす。本校の修業年限は。本科を三箇年とし。豫科を一箇年と

本校の總則大意を記さむに。本校は主として。内外商業に關する。高等の教育を施し。將來公私の商務及會計を。處理すべき者。并高等學校の主幹。又は教員たるべき者等を。養成する所とす。本校の修業年限は。本科を三箇年とし。豫科を一箇年と



樓 旭



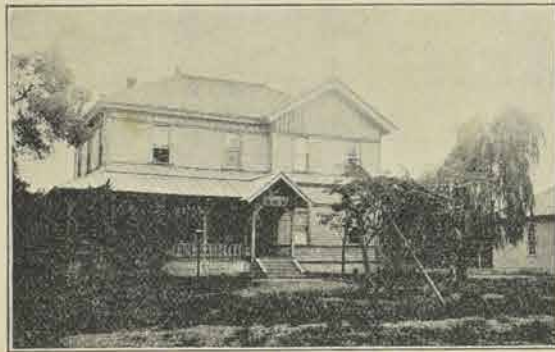
館 聲 新



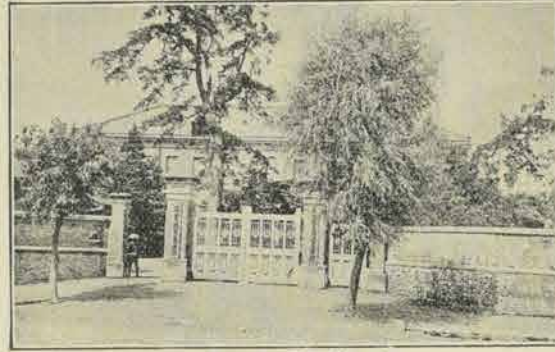
座 上 川



座 京 東



場 教 分 校 學 樂 音 京 東



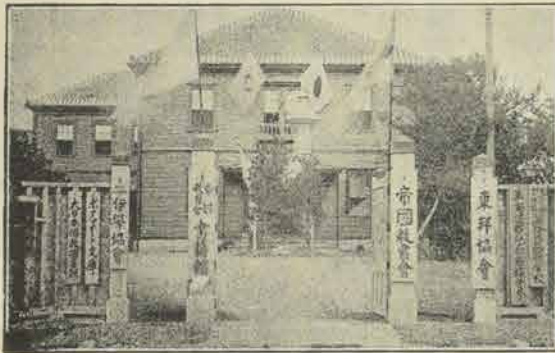
校 學 業 商 等 高



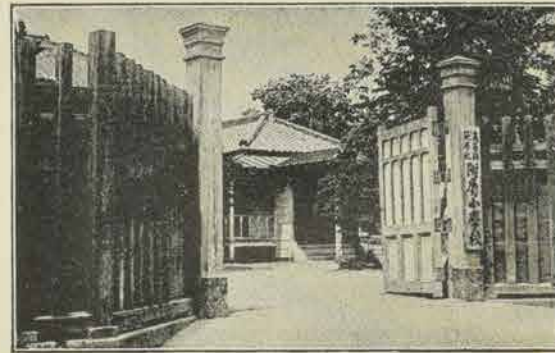
場 業 勸 崎 三



座 崎 三



會 育 教 國 帝



校 學 小 屬 附 校 學 範 師 等 高



校 學 修 專



校 學 會 協 學 逸 獨



署 察 警 田 神



所 役 區 田 神



院 保 神



祠 本 教 習 神

なき者は。本人の願意と校長の認定とに因り。一箇年金百圓以内の學費を。貸給することあり。學費の貸給を受けたる者は。卒業後從事すべき。業務及俸額等に對し。貸給金額を完償するまでの間。校長の指令に従ふべき。義務あるものとす。又貸給金額は。業務に就きたる翌月より起算し。貸給を受けたる月數に。二倍せる期限内に於て。月割を以て之を本校へ返納するものとす。尙ほ官廳會社又は一人より。學生々徒を指名して。之に學費貸與の支給方を。本校に依頼するときは。之に應ずることあるべし。此場合に於て業務其他の約束等は。貸給者と受給者と直に之を取結ふべきものなり。

本校の職員は左の如し

校長 駒井 重格	教授 神田 乃武	教授 理學士 石川 巖	同 高橋 二郎
同 祖山 鏡三	同 理學士 奈良 忠行	同 水島 鏡也	
同 高島 捨太	同 法學士 山崎 覺次郎	同 長谷川 方文	
同 横井 時冬	同 澤田 吾一	同 志田 訓太郎	
同 東 彌五郎	同 關 一		
外國教師 アレキサンダー、	外國教師 エドワード、	外國教師 ショホセフ、	
同 ショホセフ、ヘーヤ、	同 エミリーナ、	同 エドワード、	
同 エミリーナ、	同 ショホセフ、	同 ショホセフ、	
同 エマニエル、	同 トロンコフ、	同 ショホセフ、	
講師 文學士 添田 壽一	講師 法學博士 和田 垣謙三	同 松本 安藏	
同 渡邊 小三郎	同 村瀬 春雄	同 榎原 浩逸	
同 工學博士 眞野 文二	同 中島 力造	同 法律學士 宮谷 銈太郎	
同 鈴木 於菟平	同 法律學士 寺尾 亨	同 渡邊 康吉	
同 法學士 齋藤 十一郎	同 小谷 野敏三	同 法學博士 田尻 稻次郎	
同 法學士 毛戸 勝元			
助教 草野 克己	同 村林 建藏	同 稻川 春	
同 長谷川 福橋	同 佐野 善作	同 石川 文吾	
同 西村 正立	同 鈴木 虎之助	同 村上 久吉	
囑託 兒島 正一郎			

事務員 男 曾 神田 乃武 事務員 石川 巖 同 祖山 鏡三
 同 奈良 忠行 同 横井 時冬 同 草野 克己
 同 岩田 信作 同 小菅 元四郎 同 金子 水哉
 同 西村 正立 同 小菅 德基 同 淺野 米三郎
 本校の敷地は六千九百八十一坪五合七勺なり。又別に錦町三丁目十三番地に。鉢搦場千〇七十九坪四合二勺。及び本校の背後なる城濠に沿ふて。本多河岸と云ふに。火除地五百四十七坪〇三勺在り(附屬外國語學校敷地の部)に記す。今是等を細別に列擧すれば下の如し

敷 場 煉化造 六一四、七二三	講 堂 煉化造 一八八、四二六
書庫及閱覽所 同 六七、二二一	商品陳列所 同 三二、〇〇〇
事務 所 同 一〇六、〇〇〇	銃 器 室 同 四三、七五〇
倉 庫 土 造 一〇三、〇〇〇	厨 房 浴 室 煉化造 一五八、五〇〇
校房汽雜室 煉化造 二八、〇三二	廊 下 同 一一、二〇五
廊下其他 木 造 一七六、二三五	本校分教場 木 造 一五〇、六一〇
鉢搦場建物 同 一一三、七五〇	端粧置場物置 土 造 六〇、〇〇〇
同 番人詰所 同 六六、〇〇〇	

○高等師範學校附屬小學校

高等師範學校附屬小學校は。一ッ橋通町の角に在り。牧野讀岐守屋敷跡にして。舊東京高等女學校の在りし所なり敷地四千九百二十坪五合三勺。環らすに黒塀を以てす。表門は西南に面し。門を入りて左に門衛あり。右に玄關を設く。校舍極めて廣く總計八百四十三坪五合八勺。外に二階建六十八坪四合八勺あり。校内を教室、食堂、唱歌室、遊戯室、理化器械室、圖書室、裁縫室、博物標本室、應接所、參觀人控所、小使室等に分つ。教室坪數合計二百六十五坪の外に。雨中鉢搦場八十坪あり。本校の沿革を略述すれば。明治五年九月始めて。當區宮本町舊昌平學校の遺趾に設け。師範學校と稱す。六年二月。師範生徒實地練習の爲に附屬小學校を設置す。同年七月。東京師範學校

と改稱す。七年五月十八日。天皇陛下御臨幸ありて。生徒の授業を觀覽あらせられ。優等生徒に書籍を下賜し給ふ。十八年八月。東京女子師範學校本校に合併す。同時に。高等女學校、女見小學校并に幼稚園當校に合併す。二十三年四月。本校女子部を分離して。更に女子高等師範學校を置かる。女見小學校并に幼稚園當校と分離す。同月當校舎を當區一ツ橋通町元東京高等女學校跡に移す。二十九年十二月中尋常中學校を校内に移し。當校を附屬小學校と改稱せり。

附屬小學校は。普通教育方法の研究に資し。本校生徒をして。教育の方法を練習せしむる所とし。尋常中學校及小學校の二種とす。尋常中學校の教科及び之に聯續すべき多級に編制せる。高等小學校の教科と。尋常小學校の教科とを併せ置きたるもの。第一と稱し。多級に編制せる。高等小學校の教科と。尋常小學校の教科とを併せ置きたるもの。第二と稱し。尋常小學校の教科とを併せ置きたるもの。第三と稱し。尋常小學校の教科とを併せ置きたるもの。尋常小學校の教科及び尋常小學校補習科の教科とを併せ置きたるもの。第三と稱す。教科目は。修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、圖畫、唱歌、躰操、理科、漢文、英語、數學、博物、物理及び化學、裁縫、手工等ありて。第一部授業料は。尋常小學校及び高等小學校を各々金壹圓五拾錢。尋常中學校を金貳圓とし。毎月徴收せるなり。第二部は尋常小學校を金參拾錢。高等小學校を金五拾錢とす。第三部は授業料を徴收せず。現員生徒は總計六百八十七名にして。職員教授の氏名を擧れば左の如し。

- | | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 校長 | 矢田部真吉 | 教授主事 | 小泉又一 |
| 教諭兼訓導 | 樋口勘治郎 | 助教授 | 白濱 徹 |
| 訓導兼助教諭 | 森岡常藏 | 訓導 | 柳橋源太郎 |

- | | | | |
|---------|-------|--------|---------|
| 助教諭 | 平田喜一 | 助教諭兼訓導 | 野田幾三郎 |
| 同 | 乙竹岩造 | 文部屬兼訓導 | 川上 澄男 |
| 同 | 小倉鈕次 | 同 | 佐々木 吉三郎 |
| 同 | 關本幸二郎 | 助教諭 | 鈴木米三郎 |
| 同 | 遊佐誠甫 | 同 | 田邊友三郎 |
| 同 | 朝倉政行 | 同 | 石原利 郎 |
| 同 | 村松民次郎 | 同 | 後藤胤 保 |
| 同 | 近藤九一 | 同 | 戸澤 かつ |
| 同 | 小出彦六 | 同 | 岩元りう |
| 同 | 河野虎雄 | 同 | 蘆田惠之助 |
| 同 | 清水信次郎 | 同 | 小林照三郎 |
| 同 | 加藤清忠 | 同 | |
| 當校教務評議員 | | | |
| 教授 | 三宅米吉 | 同 | 谷 本富 |
| 同 | 大瀬甚太郎 | 同 | 波多野貞之助 |
| | | 同 | 川村理助 |
| | | 同 | 黒田定治 |

●東京音樂學校分教場

東京音樂學校分教場は。一ツ橋通町高等師範學校附屬小學校敷地内に在り。舊東京高等女學校の跡なり。其建物は。木造洋風二階造りにして。總建坪八十九坪九合八勺あり。明治三十一年五月三十一日通學者の便宜を謀り。現在の地に分教場を設置し。選科の一部及小學唱歌講習科を移したるなり。現員生徒は百五十餘名あり。本校はもと高等師範學校附屬なりしが。本年四月より獨立して。東京音樂學校と改稱せり。

●私立共立女子職業學校

私立共立女子職業學校は。一ツ橋通町の角に在り。舊松平豐前守屋敷跡にして。表門は。西方に面し。舊來の長屋門なり校舎は宏大にして。清酒を極めたり。沿革の大畧を述べれば。明治十九年九月。創めて錦町二丁目一番地に設立し。服部一三氏を推して校長となす。二十年二月五日。一ツ橋通町二十二番地に移

轉し。同年八月工を起し。二階造三十二坪を新築す。二十一年三月文部大臣を経て。生徒の製品を皇后陛下の御覽に供せしに。御嘉賞ありて金二百圓を賜ふ。二十二年四月十二日。皇后陛下本校へ行啓あらせられ。生徒の製品を數多御物に召され。且御土産として金二百圓を賜ふ。同年六月一日。皇后陛下の御眞影を下賜せらる。二十三年六月。西洋造二階建八十坪を新築す。二十四年五月。校長服部一三氏岩手縣知事に轉任せしを以て。第二學年迄當校副校長たりし手島精一氏代て此任に當る。同年十月二十九日。天皇陛下侍從を以て。本校の景況を御下問あらせられ。生徒の製品を數多に供すべきの御沙汰あり。爾後毎歲一兩回同様の恩命を蒙れり。二十五年二月宮内省より特別の御詮議を以て。従前の校舎及敷地を擧げて本校へ下賜せらる。二十七年從來の寄宿舎を毀ち。新に舎を建築す。二十九年十一月。舊來の長屋建家屋の一部及び二階造三十二坪の建物を毀却し。百六十六坪餘の總二階建校舎を新築す。三十年十一月校長手島精一氏文部省普通學務局長就任の故を以て。辭任したるに因り。發起人中川謙二郎氏更に此任に當り。手島精一氏は學校設立者署名人として校務の要を顧みることなれり。

又本校規則の摘要を擧れば。本校は。女子に適應せる技藝職業並に必要の學科を授くる所とし。教科を甲乙の二科に分ち。共に裁縫、編物、刺繡、造花、圖畫の五科を置き。別に裁縫教員養成科及刺繡科を置く。二科共に術科の外必らず、修身、讀書、習字、算術、家事、理科の六科を課す。修業年限は。甲科三ヶ年乙科二ヶ年とし授業時間は毎日凡七時間とす。但日の長短等により之を伸縮す。甲乙二科の術科及學科課程は左の如し

- | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 術科 | 裁縫 | 編物 | 刺繡 | 造花 | 圖畫 |
| 學科 | 修身 | 讀書 | 作文 | 習字 | 算術 |
| | | | | | 理科 |
| | | | | | 家事 |

但し刺繡は。毎月數回人員を限り。日常自家に適用すべきものを實習せしむ。

入學者は。束修として。甲科は金壹圓五拾錢。乙科は金壹圓と定め。授業料は。甲科一ヶ年金拾八圓(一ヶ月金壹圓五拾錢)。乙科一ヶ年金拾貳圓(一ヶ月金壹圓)とし。之を月割にして。毎月納付せしむ。刺繡の實習を爲す者は。毎月器械費金拾錢並に毎回材料費拾五錢内外を納付せしむ。術科に於ては。生徒練習のため注成品を製作せしめ。其製作品の純益金半額以下を生徒に分與し。其者の名義を以て逓信省郵便爲替貯金局に預置すものとき。卒業の時。或は要用あるとき。本人の申出により。之を渡すものとき。遠國より入學するもの、便宜を謀り。校内に寄宿舎を設け。人員を限り。寄宿を許す。寄宿料は。一ヶ月金五圓とす。但し物價の高低により増減することあるべし。裁縫教員養成科は。高等小學校の裁縫科教員を養成するを目的とし。學科は。修身、教育、裁縫、家事、讀書、算術の七科とし。修業年限は一ヶ年とす。入學者は束修として金壹圓を納め。授業料は。一ヶ年金拾貳圓(一ヶ月金壹圓)とし。之を月割にして。毎月納付せしむ。刺繡科は。女子に食物調理の實習及之に關する學理の一斑を授くるを目的とし。課程を實習講義に分ち。修業年限を一ヶ年とす。入學者は。束修として。金五拾錢を納め。授業料一ヶ月の額は左の如し。

- | | |
|--------------|------|
| 一實習のみを爲す者 | 金六拾錢 |
| 二講義のみを聽聞する者 | 金五拾錢 |
| 三實習講義を併せ修むる者 | 金八拾錢 |
- 而して。實習を爲す者は。毎回材料費金拾五錢内外を納付せしむ。造花科に校費生を置く。其の修業年限は。三ヶ年とし。全科卒業の上は。卒業證書を授與す。在學中は。學校に於て。

私用の造花を製作する許さず。但し東修月謝を要せざるのみならず。衣食住等に屬するものを除き。造花に要する一切の器具材料を貸與し。二學年の修業を卒りたる者には。製作品純益金の幾分を給與し。卒業後本校に採用する時は。相應の手當を給與す。校費生の定員は。三十名とし。略讀書に通む。在學中家事に係累なき者とし。其の年齢満十四年以上三十年以下とし。最初一ヶ月間は。試験生として。假に入學せしめ。其技能等を審察し。適當と認むる者には。本入學を許す。但し半途にして。退學することを許さず。若し止を得ざる事故によりて。退學する者は。本人或は保證人より。在學中の費用を辨償せしむ。校舍の建坪は。總計四百八十四坪八合九勺八才にして。内二階建二百五十二坪。平家建百十六坪なり。教室の數は。術科に用ふるもの十一、學科に用ゆるもの三、教員控所一、事務所一、應接所一にして。又別に寄宿舎一棟、二階建七十二坪、平家建四十四坪五合九勺八才あり。三十一年十月十三日に至り。民法施行法第十九條に依り。財團法人出願に對し。本年一月十日府廳より認可せられ。同月二十日登記を了せり。本校生徒の製作品を。内外博覽會へ出したること。前後四回にして。其第一回は。明治二十一年五月開設佛國大博覽會に出品し。銀牌を得。第二回は。二十三年第三回内國勸業博覽會にして。有功二等賞を受け。第三回は。二十六年開設の米國シカゴ博覽會にて。銀牌及賞狀を受く。而して第四回は。廿八年開設の第四回内國勸業博覽會にして。有功一等賞を得たり。又來三十三年開設の佛國巴里大博覽會にも出品せむと目下計畫しつゝあり。現員生徒五百八十八人。寄宿生七十一人なり。職員の名並に擔任を細別すれば左の如し。

理事 手島精一 中川謙二郎 宮川保全

監事	小西信八	武村千佐	永井久一郎
商議員	那珂通世	中川謙二郎	小西信八
	宮川保全	武村千佐	山川二葉
校長	中川謙二郎		
校長補兼幹事	宮川保全		
事務員	中島鍋次郎	山中かふ	小杉くら
	齋藤かれ	堀江みち	
教授嘱托	中島徳藏		
修身科	新莊義之		
教育學	植村花亭		
習字科	春名繁春	小杉くら	齋藤かれ
陶器畫	山中かふ		
學科教員	山崎らうら	金子さう	山田きよ
術科教員	關よし	鈴木すゝ	荒木さみ
裁縫科	川瀬むら	井上松の	井上まつ
	瓶越まづ	栗屋あさ	飯盛ちよ
	本間まゐ	坂本まつ	種村なか
	莊境さくを		
刺繡科	鶴殿清	布施新助	金山つね
	高木かつ	鶴田なむ	
編物科	山崎らうら	豊原まげを	小暮てい
圖書科	鶴殿清	安藤かれ	
造花科	伏見藤三郎	堀口千代	金子支江
	三好こう	松本やす	
刺烹科	小坂梅吉		
寄宿舎監	小杉くら	同心齋	久貝かみ

本校に於ては。近來女子の服裝漸く華奢に流れ。互ひに。妍麗を競ふを愛ひ。服裝に關する心得を説明し。左の如く定む。

平常用服 木綿毛織類(フランシス毛織子)

麻布類 但し便宜に因り袖の類を着するは。差支なきも糸織縮類等の如きは。固く之を用ふべからず。

前掛は。授業中必ず之を着用すべきものとす。其他衣服を汚さざる様。簡便の上衣を用ふるは希望する所なり。

式日用服 式日着用の衣服及帶類は。皆平服に準ず。例令絹布類を用ふるも。純太織類たるべし。

本校の電話は本局千二百二十番なり。

帝國教育會

帝國教育會は。明治十七年の創立にして。我が帝國教育家全體の共同機關となりて。教育の普及改良を圖るの目的を以て設置したる者なり。是を以て本會は教育に關する公議を發表するを勉め。小學校教育費國庫補助。并に清國償金の一部を普通教育の基金に充用するの二件に對しては。最も盡力せり。其他他朝野知名の士を聘して。學術講談會を開き。又高等學術講義會。及び夏季講習會を開設して。廣く新知識を啓發し。附屬の書籍館に於ては。百科の圖書を網羅して。一般人士の閱覽に便し。且つ毎月十日教育公報と稱する雜誌を發刊し。教育事項を論議し。併せて當事者の參考に資せり。教育上實に缺くべからざるの義會なり。目今の職員は左の如し。

- 會長 辻 新次 常議員議長 肝付 兼行
- 議長代理者 後藤 收太 幹 事 岡 五郎
- 田中 敬一 尺 秀三郎 井上 守久
- 山崎 彦八
- 常 議員 色川 圀士以下三十名
- 又現在會員の數は一萬餘人に達し。書籍館の藏書五萬以上あり

錦町

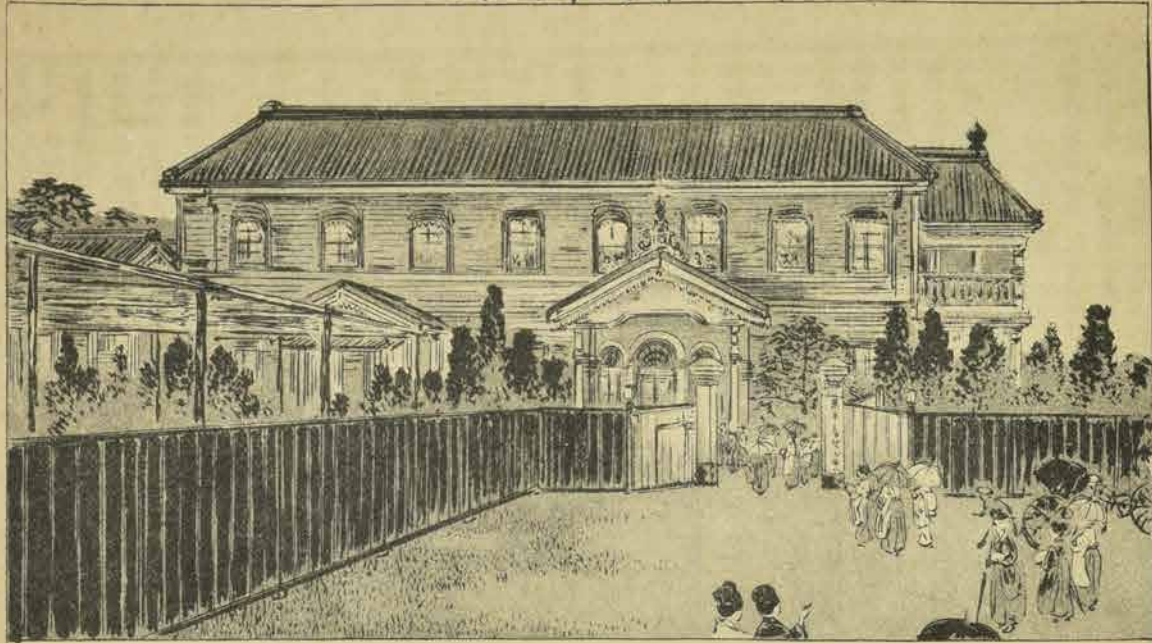
て。全國の新聞雜誌は。殆く蒐集しあり。電話本局七百七十三番

錦町は。一ツ橋門外及び神田橋門外より以北。小川町及び神保町に至る間の總稱にして。東は美土代町を以て境し。西は一ツ橋通町を隣とせり。此名稱の起因を尋ぬるに。昔時一色某なる者の二邸ありしより。二色小路と呼ひなせしを。維新以降二色の文字を。錦に改めたるものなりといふ。

地名

- 錦町一丁目 神田橋外西側の河岸地。并ひに其以北小川町に至る左側を名く。此ところは。昔往本多伊豫守。其他幕府諸士の邸宅後にして。十九番地に分てり。
- 同二丁目 一丁目より北西に位し。六番地に區別せり。
- 同三丁目 一丁目二丁目の四方に在りて。もと學習院及び大學準備門の在りしところを總稱す。此地は。在古護持院ク原一番二番の火除地。并に馬場。板倉。本多等の邸地なりしを。維新の後修築し。西の方には。開成學校を設け。東方には。陸軍兵學寮を置かれたり。然るに數年を経開成校は。第一高等學校となり。兵學寮は。學習院と交りたり。後明治十九年學習院火を失し。他に轉したるより。此地を拂下られ。今日の如く民家と變じたるものなり。
- 官署、學校、學會、病院類、
- 神田警察署 二丁目一番地に在り。
- 神田區役所 警察署に鄰し。共に宏壯佳麗なる建築なり。
- 錦町巡査派出所 三丁目北角に在り。
- 東京外國語學校 三丁目十四番地に在りて。高等商業學校の附屬なり。電話番號を本局六百六番とす。
- 東京法學院 五法法律學校の一つにして。二丁目二番地に在り。
- 錦城中學校 三丁目二番地に在り。
- 東京府高等女學校 一丁目二十番地に在り。
- 東京英語專修學校 二丁目六番地に在り。
- 私立東京商業學校 前同校内に在り。
- 明法書院 一丁目十番地に在り。

東京府高等女子學校



斯文學會 三丁目十八番地に在り。
 英文學會 英漢數教授所にして同丁十七番地に在り。
 私立神田幼稚園 三丁目一番地に在り。
 私立錦美小學校 同所に在り。
 私立鐵道學校 三丁目十番地に在り。
 私立神田中學校 三丁目十番地に在り。
 國民英學會 三丁目十八番地に在り。
 百科學校 もく尚武學校を稱へしものにて三丁目十番地に設置す。
 正則英語學校講習所 三丁目二番地に在り。
 女子裁縫專修學校 三丁目二番地に在り。
 簿記學速記學速成教授所 一丁目十二番地に在り。
 高橋法律文庫 法學院内に設けらる。
 大日本武術講習會 津田官次郎氏の講授するところにして三丁目廿四番地に在り。
 北辰真揚一刀流指南 指田吉衛氏の指南所にして三丁目一番地に在り。
 天神真揚流柔術教授所 二丁目三番地に在りて吉田千春氏の設くる所なり。
 宗教革新傳道協會 二丁目五番地に在り。
 神道直轄天理教會日本橋分教會所 一丁目四、五番地に在り。
 文學同志會 一丁目八番地に在り。
 教育雜誌社 三丁目一番地に在り。
 蠶絲會 同所に在り。
 法學新報社 法學院内に在り。
 教育時論發行所 二丁目六番地開發社に設く。
 常總學友會、常總學生俱樂部 二丁目五番地に在り。
 萬事紹介新報社 同所に在り。
 神田福音教會 三丁目九番地に在り。
 稅務協會事務所 三丁目十七番地に在り。
 青年革進會事務所 同地に在り。
 教報社 三丁目二十一番地に在り。
 三才社 天地人雜誌を發行するところにて一丁目十番地に在り。
 家禽雜誌發行所 三丁目五番地に在り。
 肥料雜誌社 三丁目十番地に在り。
 東京内科病院 醫學士橋田茂重氏の設置するところ國民英學會に隣りて洋風木造二

階建の病院なり。此ところを三丁目十九番地とす。
 猿渡常安診療所 三丁目廿五番地電話本局三百四十二番。
 大西眼科病院 三丁目一番地に在り。電話本局七百十五番。
 鈴木愛之助診療所 一丁目二番地に在りて。産科婦人科を専門とす。
 小兒科小原醫院 三丁目四番地にして小原頼之氏の設くるところなり。
 東京看護婦會 鈴木稚子の設立にて同町二番地に在り。
 矯正看護婦會前橋支部 二丁目三番地に在り。
 細川さよ嬢婦診療所 一丁目十三番地に在り。
 中川ふみ嬢婦診療所 二丁目四番地に在り。
 關修輔護士事務所 三丁目十九番地に在り。
 花卉卓藏法律事務所 一丁目二番地に在り。電話本局八百八十三番。
 ◎會社、商業、營業類
 東京學資保管株式會社 三丁目二十一番地に在り。
 電燈株式會社神田出張所 一丁目十四番地に在り。
 東京瓦斯株式會社 三丁目廿三番地に在り。
 中央共濟合資會社 一丁目二番地に在り。
 合資會社博進社洋紙店 一丁目十番地に在り。電話本局千六百三番。
 帝國婚媾媒介社 三丁目十一番地に在り。
 東京探見通信社 一丁目十八番地に在り。
 日本用達社 同所に在り。
 鑛業便利館 一丁目二番地に在りて。鑛山の設計、鑛物分析、測量圖案等を爲すところとす。
 東京第一龍紋水室分店 三丁目河岸通りに在り宏大なる倉庫の中には暑中避難も數萬斤の粉水を蓄ふ。
 皇國生命保險株式會社東京支店 三丁目五番地に在り。
 岩菅礦黃鑛山東京事務所 三丁目二十四番地に在り。
 明德自治會假事務所 三丁目榎本館内に設く。
 藥業組合假事務所 一丁目一番地に在り。
 東北組洗滌業組合事務所 同地に在り。
 神田人力車營業組合取締事務所 三丁目一番地に在り。
 方鑑仁信會本部 一丁目十八番地に在り。
 八尾活版所 三丁目八番地に在りて八尾書店に屬す。

文學社工場 書籍商小林義則の所屬にして三丁目十二番地にあり。

熊田活版所 三丁目廿五番地に在り。

晚翠舎石版印刷所 一丁目十二番地にあり。

尙美堂石版印刷所 三丁目九番地に在り。

同志舎活版印刷所 三丁目一番地にあり。

知足堂活版印刷所 二丁目三番地に在り。

鎌石堂銅版石版印刷所 三丁目一番地にあり。

太田石版所 三丁目二十四番地にあり。

錦輝館 集會演說會所にして三丁目十八番地に在り。電話本局千一百一十番。

三河屋 西洋料理店にして三丁目二十一番地に在り。電話本局千三百十番。

大来樓 同上にして三丁目十八番地に在り。電話本局百九十四番。

東花樓 料理店にして一丁目十番地にあり。

梅の井 蒲燒店にして二丁目三番地にあり。

木村屋 都下有名なる食糧製造所にして一丁目一番地に在り。

一筆球戲場 三丁目十八番地に在り。

保壽軒 大弓場にして一丁目十八番地にあり。

錦遊亭 大弓場にして三丁目一番地に在り。

石泉軒 同上にして八番地にあり。

寶山堂 有名なる貸自轉車なり。一丁目十番地にあり。

山本誠陽寫眞店 一丁目十四番地に在り。

工藤孝寫眞店 三丁目十五番地にあり。電話本局千七百二十番。

榎本館 錦輝館より少し東の方に一種異様の建物巍然たるを見る(し)之を旅店榎本館とす。

昌平館旅店(二丁目、一)。麒麟館(同)。(三丁目、十一)。重陽亭(同)。(三丁目、十七)。布廳旅店(三丁目、十七)。峽陽館(三丁目、十一)。盛龜館(同)。(同)。

神田館(三丁目、九)。錦館(同)。萬國樓(同)(三丁、五)。靜修館(同)。(八束

旅店)同。其他枚舉にいさまあらず。

山口材木商店 三丁目十七番地に在り。

小林定吉材木店 一丁目十番地に在り。

仁壽商店 貸自轉車業にして二丁目六番地にあり。

馬車製造舎 一丁目六番地田中賢三郎氏の設くるところとす。

魚吉 料理店にして二丁目三番地に在り。

今文牛肉店 一丁目十二番地に在りて區内屈指の牛肉店にて家の構造疎雑は虚飾な

けれど甘味ありて新鮮なる肉を齧く。電話本局三百十五番。

江知勝牛肉店 今文より少しく北西の方に在り。

三角堂洋品店 一丁目十二番地に在り。

松山堂書房 一丁目十番地にあり。

食料品問屋 名古屋市山田東吉氏の支店にして同番地に在り。

青柳菓子商 (一丁目、十二)。萬屋絲商(三丁目、三)。武藏屋書籍店(二丁目、十

二)。伊勢屋時計商(一丁目、十)。まつや洋品店(同)

●東京府高等女學校

東京府高等女學校は、神田橋々畔に在りて、北は大路を隔て、

民家を望み、東は空地を以て神田橋に連り、西南一帶は壕渠を

環らせり。明治廿九年の新築にして、壯麗なる木造洋風二階家

なり。表門は、東方に面し、其他は環らすに黒塀を以てす。今

其の沿革を記さむに、二十一年十二月二十八日、本校を京橋區

南小田原町四丁目八番地に設立し、同時に職制を定め、東京府

屬大東重善氏に校長事務心得を命せられたり。乃ち工手學校の

教室を借用し、月額金參拾五圓を任拂ふ。生徒募集に着手せし

は、十一月下旬にして、翌二十二年三月までに入學志望者の數

百二十二人に達し、四月一日を以て授業を開始し、大東重善氏

校長を兼任す。七月宮内省より、兩陛下の聖影を下賜せらる。

二十三年四月、第三回内國勸業博覽會に生徒の製作品、裁縫、

編物、書畫、邦語作文等を出陳す。四月二十八日、生徒一同宮

城拜觀を許さる。十月三十日教育に關する勅語を賜りたるを以

て、十二月に至り、右勅語謄本を文部省より拜受す。是年生徒

二百四十二名に達し、従前より借受たる六室の教室にては狹隘

なるを以て教室を増借す。十二月二十日、始めて卒業證書授與

式を施行す。二十五年東京府屬武昌吉氏代て校長となる。二十

六年東京府參事官李家裕二氏校長となる。二十八年校長李家裕

二氏長野縣書記官に轉し。岩谷教諭校長心得を命ぜらる。十一月二十四日小松宮御息所頼子殿下より。御用邸二階建百五十九坪を下賜せられしを以て。二十九年二月初旬より下賜の建物を基礎とし。經費金四千七百四十餘圓を以て。校舍を神田區錦町一丁目二十番地に新築す。二月十日午前零時二十分工手學校より出火し。類焼の災に罹り。器具一切烏有となり。假事務所を府廳第三課内に設置す。二月十四日神田區今川小路二丁目八番地専修學校を借受け。同月十七日開校し。二十日より授業に着手す。六月廿五日建築落成を告げ。三十日移轉し。翌七月一日より開校す。七月十一日 皇后陛下より金二百圓を下賜せらる。三十年聖影を東京府廳にて保管することとなり。三月十一日奉送し。爾來式日、大祭日の都度校長之が奉迎送なすを例とす。本校の敷地は。四百八十坪六合七勾にして。南北に長く東西に短し。建坪は。總計二百五十八坪にて。内階下百二十七坪六合五勾、階上百十七坪二合五勾にして。其の内教室百十四坪九合なり。三十年八月増築に着手し。十坪の教室並に三坪五合の廊下玄關一坪を新築し。同時に湯呑所、小使室、物置、渡り廊下を増築す。又校内を細別すれば。通常教室七、音楽室、裁縫室、教員室、事務室を備へ。物置、生徒控所等ありて。百八十坪の運動場を有せり。

本校規則の大略を述べれば。本校は。女子に須要なる高等普通教育を施すを以て目的とし。修業年限を五ヶ年とし其上に補習科を置く。補習科は一ヶ年にして。小學校教員志望の者に必須の學科を教授し及び實地授業を練習せしむ。授業料は。本料金壹圓五拾錢。補習料金貳圓と定め。入學の際金壹圓を納付せしむ。學科は左の如し。但し本科の外國語及び漢文は生徒の志望により課せざることを得るものとす。

本 科 國語 外國語 歴史 地理 數學 理科 家事 裁縫 習字 圖書 音樂
 修身 國語 歴史 數學 裁縫 音樂 体操 教育 漢文
 職員並に教員の氏名は左の如し。

校長	伊藤貞勝	教員	小島政吉	同	原田長松
同	星 つね	同	明石よし	同	河野つが
同	志賀かま	同	種村ゆき	同	東 くらめ
同	山田ちか	同	北村もさ		

囑託教師
 醫學 木元平太郎 漢文作文 三輪田眞佐子 習字 山内 昇
 英語 岸本さし

○日本用達社
 日本用達社は。永島忠雄氏の管理する所にして。明治三十一年九月の創立なり。其當時は。日本用達社と名づけ。合名會社なりしか。本年四月に至り獨立して。日本用達社と改稱せり。本社業務を摘載すれば。土木建築請負、土地建物買賣取引を首め。製圖、委託販賣、物品買繼、代金取立等荷くも社會に關する諸般の用途を引受け。諸會社と特約して懇篤誠實を旨とし。薄謝を以て業務を取扱ひ。傍ら諸會社の用途をも勤むるものとす。徒勞費を慮るの人は本社に托する方便益なるべし。

○鑛業便利館
 鑛業便利館は。錦町一丁目二番地に在り。明治二十八年四月の創業にして。三澤淳氏の管理する所なり。初め美土代町二丁目に於て開業ありしが。後現在の地に新築し移轉せるなり。創立の主意によれば。鑛業の進歩するに隨ひ官民間交渉の事件益々繁雜に傾くを以て。双方の利便を計り。誠實を旨とし。薄謝を以て。鑛山に關する一切の業務を取扱ひ。出願者及び鑛業家の便利を

計り。其代理人となり。當該官廳に出頭して一切の事を辨し。顧問として鑛山技師及辯護士を備へ。公衆の依頼に應ずるなり。

●神田區役所

神田區役所は。錦町二丁目二番地に在り。總煉瓦二階造の建築にて。其表門は東方に面し。後方は神田警察署に隣れり。建物の壯麗なるに至りては。市中有數の區役所にして。明治二十七年の新築なり。今遡りて其の沿革を述べれば。初め區務所と稱せし頃は小川町一番地に設立せしが。後神田橋々畔(今の東京府高等女學校の所在)に移り。神田區役所となり。其の後現在の地に新築し。落成を竣て。移轉せるなり。二十五年四月十日猿樂町より出火に本所も類焼の災に罹り。一時淡路町二丁目一番地小川女學校へ立退き。更に柳原河岸第十一號地の煉瓦家を借用し。移轉して。事務を取扱ひ居りしが。二十八年九月舊地の新築落成せるを以て。移轉せるなり。現任區長は桑田房吉氏なり。電話本局五百六十二番。

●神田警察署

神田警察署は。錦町二丁目一番地に在りて。神田區役所に隣り。表門は。西南に面す。總煉瓦造り平家にして。市内有數の警察署なり。此の建物は。明治廿五年四月十日猿樂町大火に際し。小川町警察署類焼せるを以て。更に地を此に相し。直に工事に着手し。廿六年六月落成し。須田町假署より移轉せしなり。初め屯所と稱せし頃は。常盤橋外次に今川橋。次に鎌倉河岸。次に神田橋外(今東京府高等女學校の所)等に移轉せしも。警察令施行の後和泉橋、小川町の二署となり尋て小川町署は前記の大火に類焼し。假に仲猿樂町に移り。後和泉橋署と合併し事務を取扱ひ居りしが。同月和泉橋警察署を廢止するに當り。須

田町に假署を設け。神田警察署と改稱し。佐久間町一丁目十五番地に分署を開設す。現今管内派出所の數は二十五ヶ所。署員は。署長黒金泰義氏を首め。警部十名。巡查二百一名。雇員十五名なり。

●東京法學院

東京法學院は錦町二丁目二番地に在り。元と英吉利法律學校と稱し。明治十八年七月を以て之を創設す。是より先き。大學出身の法律家數名同盟して。一の法律學校を設置せんとするの計畫あり。以來前後數回の商議を経て。遂に設置の事を決了し。爰に始めて。創立事務所を置き。且つ創立の事を廣く。内外人に掲明するに至る。而して其創立すべき學校の名を。英吉利法律學校と名けたり。又同年九月を以て開校し。増島六一郎氏校長の任に就く。同月江東中村樓に於て。其開校の式典を擧ぐ。時に朝野の紳士内外學士の。招待に應じて來り會するもの頗る多かりしとぞ。翌十九年六月始めて。第二科(原書科)を置き。英書に據て法律の業を授け。又第一科(英語學の)一科を編入し。邦語を以て法律を學ぶ者に。之を兼修せしむ。同十月「テキストブック」を發行し教科用に資せり。同年十二月私立法律學校特別監督條規に據り。帝國大學の特別監督に屬せらる。同二十年四月司法大臣より。補助金として年々若干圓を。下附する旨達せらる。二十一年一月煉瓦造新築校舍落成し。二月其落成式を舉行す。五月東京府知事より。帝國大學總長の監督を。廢止する旨を達せらる。同年七月特別認可學校規則に據り。本校學則の認可を受く。二十二年十月文部大臣より。本校を東京法學院と改稱することを認可せらる。二十四年四月増島六一郎氏。院長の職を辭し。菊池武夫氏之に代る。二十五年四月十日午前零時。猿樂町の商家より火を失し。本校も類焼の災に罹り。校

舎内部の構造と。所蔵。數萬の圖書とは。舉て烏有に歸す。當時一ッ橋外帝國大學講義室を。借用して其の假校舎に充て。又一方には修築工事の竣成を急げり。同年八月修築の業全くなり。九月移轉始業す。同廿六年十一月特別認可學校規則廢止せられ。同年十二月判事檢事登庸試験規則に依り。更に司法大臣の指定學校となる。二十九年七月大ひに校則を擴張し。新たに高等法學科を設け。本院卒業生及同等學校卒業生にして。尙法理の蘊奥を究めんと欲する者に。其の志望の課目を専攻せしむ。三十年九月本院在學生の爲め。特に普通學兼修科を。増置することに決し。翌十月先づ國語、漢文二學科の教授を始め。且つ同時に本院備付圖書の購入を爲し。今や其部數殆んど三萬部の多きに達し。學生の參考書に於て。亦遺憾なきに至れり。又本院は別に海外留學生の制を設け。卒業生中篤秀の士を撰拔して。院費を給し以て海外に留學せしむるといふ。

本院の綱要は法律及政治思想の養成を目的とし。邦語並に英語の兩法學科を置き。本邦制定の法律及行政經濟に關する學術を教授し。汎く歐米の法律を參加講修せしむるにあり。又特に卒業生の爲め。高等法學科の制を設け。各自志望の課目を専攻學修せしむ。而して本院生徒は邦語法學科生。及英語法學科生の二種に區別し。更に其等級を學年の數に準して三年級に分つ。本院生徒は本院書庫に。備付くる圖書を閲覧し。本院出版の講義錄並に書籍を。實價にて買受くることを得。又本院の卒業證書を有する者は。本院々友と爲す。院友は常に本院に出入して。講師に就き。學術上の質疑を爲し。若くは本院書庫の圖書を。閲覧することを得。本院の入學期は毎年二月、六月、九月の三回にして。其入學を許可する者は。年齢十七年以上の男子にして。尋常中學校尋常師範學校。及之と同等以上の學科を授くる

學校の卒業證書を有する者。若くは左に掲ぐる二種の試験中。其一に合格したる者に限る。

甲種 國語、漢文、數學、英語(但英語法學科に入學する者に限る)
乙種 倫理、數學、國語、漢文、歷史、地理、博物、物理、化學、圖畫、英語、甲種は入學試験手数料として。金參拾錢。乙種は金壹圓を納めしむ。而して本院の學費は。東脩金貳圓授業料一學年金拾六圓五拾錢とし。缺課の有無に拘はらず之を徴收す。又學術優等品行方正なる生徒を選ひて本院の特待生とし授業料を免除す。尙ほ是等學術優等なる生徒にして。學費支辨の途なき者は。貸費生として。本院より當該學年内。年額七拾貳圓を貸與することありといふ。されど貸費を受けたる者は。卒業後五ヶ月日より。貸費を受けたる均しき。期限内に於て。其金額を月賦返納せしむるなり。

別に設くるところの高等法學科は。修業課目を左の七科とし。各自志望の課目を専攻せしむ。
民法、商法、刑法、國法學、國際法、財政學、法理學、其修業年限は一年以上五年以下とし。入學期は毎年九月とす。而して其入學を許すべき者は。本院卒業生にして。優曠の成績を得たる者。若くは院長の承認を経たる者に限る。但し同等學校の卒業生にして。前項の資格ありと認むる者は。又之れに準す。授業料は一年金拾圓と定め。其他の事項は大略本院生に等し。
本院に法學會議を置き。法學上必要の問題に付き。論議評決す。而して其會員たるべき者は。本院の講師にして學識名望ある者。若くは本院の爲め功勞ある者。其他東京法學院學士。及び院友と爲りて五年以上を経過し。法律事務に功勞經驗ある者を以て組織す。

又別に在外員規則なる者を設け。遠隔の地方に在り若くは業務の爲め。參院して親しく講義を。聽く能はざる者の便を謀り。本院の講義筆記を印刷して。之を頒つ。第一級講義錄は毎月二の日。第二級講義錄は五の日。第三級講義錄は八の日を以て發兌す。在外員の學費は。東脩金五拾錢月謝金五拾錢を前納せしむ。

現在本院の生徒人員は。法學科生一千五百十九人。高等法學科生百二十二人にして。本年本月の卒業者は。併せて百八十六人なりしといふ。本院の建築物は。洋風煉瓦作りにして。甚たしく美觀を盡せり。電話本局四百二十八番
左に主なる職員、教員の姓名を記さむに。

院長	法學博士	菊池 武夫	幹事	法學士	土方 寧
幹事	法學士	奥田 義人	幹事	法學士	植村 俊平
教員	法學博士	藤 藤 重	教員	法學博士	小澤 政許
同	法學博士	金井 延	同	法學士	肥田 平次郎
同	法學博士	土方 寧	同	法學士	太田 資時
同	法學士	伊藤 悌治	同	法學士	馬場 愨治
同	法學士	羽生 顯親	同	法學士	小野 衛門太
同	法律學士	古賀 廉造	同	法學士	加藤 友之助
同	法學士	平山 銓太郎	同	法學士	植村 俊平
同	法學士	原 嘉道	同	法學士	勝本 勲三郎
同	法學士	朝倉 外茂鉄	同	法學士	松岡 義正
同	法律學士	前田 孝階	同	法學士	三崎 龜之助
同	法學士	立 作 太郎	同	法學士	美濃 部 達吉
同	法學士	一本 喜徳郎	同	法學士	高野 岩三郎
同	法學士	松崎 藏之助	同	法學士	岡野 敬次郎
同	法學士	戸 永 寛 人	同	法學士	今村 信 行
同	法學士	渡邊 又次郎	同	法學士	
同	文 學 士	寺 島 直	同	法學士	

其他尙ほ數十名とす。

●外國語學校

外國語學校は高等商業學校の附屬にして。同校に面し錦町三丁目十四番地に在り。明治三十年九月の創設にして。歐洲及東洋近世語を教授する所とす。現今に於ては英吉利語、佛蘭西語、獨乙語、露西亞語、西班牙語、清語、韓語を教授せり。本校の生徒は正科生及特別生の二種に區別し。正科生の修學年限を三ヶ年とし。特別生の修學年限を三ヶ年以内と定む。正科の學科は左の如し

- 英語、獨、露、西語學科
- 讀方、綴字、習字、書取、會話、作文、譯解、文法、修辭、練操、(英語科に於ては讀方、綴字、習字を省く)
- 清語學科
- 音讀、會話、翻譯、作文、漢文、練操、
- 韓語學科
- 譯文、會話、翻譯、漢文、作文、講話、練操、

清韓語兩科の二年級以上の生徒は。其志望に依り。英語を兼修することを得るなり。而して正科生は其所修學科以外の。特別生たることを得。尤も此場合に於ては。其正科主任教授の認可を経たる上ならでは得ざるといふ。
特別生の學科課程は。隨時正科の學科課程を斟酌して。之を定め。又別に學級を編制して之を教授し。或は學校の都合上。正科生と共に教授することあり。入學期は毎學年の始め即ち毎年九月とす。但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし。正科の入學者は尋常中學校程度以上の。學校の卒業證書を有する者は試験を要せず。正科第一級に入學を許すべし。但し私立學校は特に學校長の適當と認むるものに限る。又志望者募集人員に超過するときは。外國語及國語、漢文を試験し。其成績の順序に於て入學を許可せらる。此の場合に於て入學者は。試験料



院學法京東



校學語國外



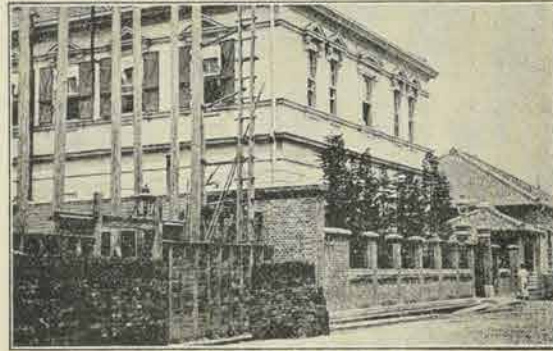
校學中田神



校學中城錦



會學文新



社會式株斯瓦京東



館本樓



會館書看京東

として金貳圓を納付する者とする。前項の卒業證書を有せざる者は、尋常中學校の程度に依り、試験の上入學を許可せらる。但し試験料金參圓を納むるものとす。若し試験に依らず、入學を許可したる者は、入學料として金壹圓五拾錢を納めしむ。特別生入學者は、特別の事情あるもの限り、校長の意見を以て入學を許し、入學試験を要せずと雖も、必要と認むるものは、試験を行ふことあり。又特別生入學者は、入學試験を要すると否とに關せず。入學料として金壹圓を納付せしむ。

正科生の授業料は、一學年に付金貳拾圓とし、毎年九月二月の二回に分て、指定の日に於て、其半額を徴收す。特別生の授業料は、一學年に付金拾圓にして、第一學期に四圓、二學期に參圓、三學期に參圓を、指定の日に於て徴收す。但し高等商業學校専攻部學生及び本校の正科生は、其金額を半減せらる。

本事の職員は左記の如し。

- | | | | |
|------------------|-----------|------------------|----------|
| 主事 | 男爵 神田 乃武 | 教授(英) | 神田 乃武 |
| 教授(英) | 吉田 義靜 | 教授(獨) | 山口 小太郎 |
| 同(佛) | 古川 常一郎 | 同(漢) | 松本 豊多 |
| 同(露) | 山崎 英夫 | 同(露)クラヂイミル、フアメンコ | |
| 外國教師(獨) | カール、ライムマン | 同(清) | 金 國 環 |
| 同(韓) | 吳 世 昌 | 同(英) | ロナルド、プラン |
| 同(佛) | ポール、ジャクレ | 同(韓) | 柳 蕊 根 |
| 同(四)フアンシスコ、グリソリア | | 同(佛) | 松波 正信 |
| 講師(清) | 宮島 大八 | 同(露) | 鈴木 於克平 |
| 同(獨) | 水野 繁太郎 | 助教授(西) | 檜山 剛三郎 |
| 助教授(英) | 石川 文吾 | | |
| 同(英) | 田中 俊二郎 | | |
| 囑託(清) | 青柳 篤恒 | | |
| 事務員 | 書記 川上 武彦 | | |
| | | 事務員 | 書記 松山 民壽 |

本校の敷地坪數は、三百八坪二合五勺なり。教場は洋風二階建木造にして、其坪數を九十坪とす。

●錦城中學校

錦町の大路に巍立する大館を錦城中學校とす。本校は、明治十三年六月の創立にして、二十五年八月従来の組織を變更し、文部省中學校令及同設備規則に基き諸規則を改正し、同九月其筋の認可を得て、尋常中學校の資格を備へたるものなり。溯りて其沿革を擧げれば、十三年六月、芝區三田二丁目慶應義塾醫學學校跡に一校を創設し、初め豫備校と稱し、後三田英學校と改稱し、専ら大學豫備門の豫備學科を教授したりしに、頗る好成績を現はし、隨て生徒の員數も次第に増加したりしかば、遂に校舎の狹隘を告ぐるに至りしを以て、十四年十一月同區愛宕町三丁目一番地に移轉し、益々諸官立學校の豫備學科を擴張し之を教授したりしに、生徒の出で、大學豫備門及海軍兵學校工部大學校東京商業學校等に入學するもの年々尠ならずに至りしに、十八年一月、更に高等科を設け、高等の英文學を教授したりしに、其生徒中或は檢定試験を受けて中學教員となる者あり、或は大學專科に入る者あり、一時は好結果を奏したりしか、後種々の故障を生じて遂に之を廢止せり、二十二年四月、神田區錦町三丁目二番地に新校舎を築造し、同年九月初旬之に移轉し、同時に名稱を錦城學校と改め、諸規則並に諸學科を改良し、大に學校の面目を一新したり、而して又更に英漢兩專科を設け、晚學生若くは普通學科を履修する能はざる事情あるものを養成し、大に其効を奏し、二十三年の頃には實に生徒の總員常に一千有餘名を數ふるに至り、二十五年四月十日當區に大火あり、本校も亦其災に罹り、即日猿樂町一番地東京數學院内外に假教場を設け、翌日より平常の通り授業す、而して又直に本校燒失地に

新校舎を改築し。七月中旬に至りて落成す。廿五年八月新築校舎に轉移し。従来の組織を變更し。錦城學校尋常中學と改稱す。卅二年四月。改正中學校令第二十二條に基き。本校を錦城中學校と改稱す。三十二年四月四日。海軍大臣より本校卒業生にして成績善良品行端正なる者は海軍兵學校入學試験の特別學科試験を受くべき資格あるものと認定せらる。三十二年五月二十日。海軍經理局より海軍高等武官補充令第七條により。海軍大臣に於て本校を官立公立中學校と同等以上と認定せられたる旨を達せられたり。

本校の敷地は。總計四百九十二坪五合にして。校舎坪數煉瓦二階建百八十二坪餘。附屬建物二十九坪。運動場。三百八十坪を備へ。外に麴町區永樂町に二千坪を借用せり。校内に普通教室十六、理化實驗室、圖書室、講堂、生徒控所、事務室、教員室、理化學準備室等を有し。銃器百挺、理化諸器械數十、動植物標本數百、器械操種類三種を備ふ。校長は。矢野文雄氏にして。校主矢野瀧氏を首め。教頭坂元盛徳氏外教員二十四名、囑托教員三名並に校醫一名あり。現員生徒は。七百八十人あり。本校創設以來本年迄に卒業せしもの。合計千零八十四名にして。其の内五百四十七名は。中學組織以前にありて。大學豫備門に入りし者二百九十九名の多きに達し。博士若くは學士の號を得。或は高等官吏となりしもの數十人あり。又海軍兵學校、機關學校、主計學校に入學せる者八十七名ありて佐官及尉官に昇進せる者六十餘名あり。中學組織以後卒業して。高等學校へ入學せしもの二百三十一名。又陸海軍各學校に入學せし者十三名あり。本校規則の大畧に曰く。本校は。男子に須要なる高等普通教育を授くるを以て目的とし。其修業年限を五ヶ年とし。五學級(十五組)を設け。每學級の修業期限を一ヶ年とす。入學志願者は。

書式に據りたる學業履歷書に受験料を添へ出願すべし。一旦入學したる者は半途にして。退學するを許さず。但し疾病若くは止むを得ざる事故により。退學を願出つるときは詮議の上許可するとあるべし。生徒は。本校制定の服裝を着用すべきものとす。入學料は金壹圓。受験料は金五拾錢とし。授業料は一學年金貳拾五圓とし四月十月の二期に納めしむ。但し毎月其月割額を納むるも妨なしと。學科は左の如し。

倫理 國語及漢文 外國語 地理 歴史 數學 博物 物理及化學 習字 圖畫

本校生徒の制服標準左の如し。

冬服 脊廣形立襟にして品質は紺色のヘル或は同色の小倉織
鈕釦は眞鍮製標形金色にして中央に中の文字あり
夏服 冬服に同じく藍承霜降り小倉織織なり
帽 黑色にして丸形の羅紗製なり
朝草 徽章は眞鍮製標形金色にして中學の二字を刻す

本校生徒は。毎年春季陸上運動會を行ひ。秋季は修學旅行として。二宿乃至三宿を以て近縣旅行するを例とす。尙本校出身者及縁故者より成立せる校友會ありて。毎年春秋二期に。大會を開き。又錦波、錦球等の俱樂部を組織し。端艇競走或は打球會等を開くことありと。又改正中學校令に基き。特權を與へられむことを目下其筋へ出願中なりと。電話本局五百三十六番。

●神田中學校

神田中學校は。錦町に在り。舊大學豫備門の跡にして。左右に生籬を廻らし。表門は南方に面し。構内の廣場に雜樹を列植し。景致稍佳なり。

本校の敷地は。五百五十六坪五合にして。校舎總二階建二百二十七坪五合石造と木造とあり。運動場總計三百四十九坪を有し。校内には。圖書、器械、標本、校具等を完備しあり。創立は。

明治三十一年四月にして。同年十月十九日文部省の認可を受け。同十一月二日開校したるなりと。職員は。校長岡本監輔氏を首め。教員文學士土谷宏、文學士久保清彦、理學士田中三四郎、藥學士曲淵景章、工學士若山由五郎、四宮憲章、中川愛水、木内柔克、伴德政外廿名あり。現在生徒は。四百五十餘名あり。規則の大意によれば。本校は實業に就かむと欲し又は高等の學校に入らむと欲する者に須要なる教育を施す所とし。修業年限を五ヶ年とし。倫理、國語、漢文、外國語、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、体操等の學科を教授す。學費は。束脩金壹圓五拾錢、授業料金貳圓、受験料金五拾錢とす。

●百科學校

百科學校は。もと尙武學校と稱し。明治二十九年二月の創設にして。主として陸軍士官候補生を養成しありしが。三十一年四月百科學校と改稱したるなり。本校は。毎年十二月入營する徵兵當籤者に入隊後の補助となるべき軍事學及練兵を教授し。入營の後他は他の士卒に卓越して。撰拔最良の兵士とならしむるを目的とし。其修業期は。毎年七月一日より十一月下旬迄の間に於て。二ヶ月練習せしめ。其成績佳良なる者に。卒業證書を授與す。本校は。無學者と雖も入學を許し。在學中は毎日一時間普通學を授く。生徒は。入學の日より寄宿をなさしめ。屯營内に於ける諸規則を練習せしむ。學費を舉れば左の如し。

入學金貳圓 授業料一ヶ月金貳圓 食費一ヶ月金壹圓
 騎、砲、輜重兵科に限り馬費一ヶ月金貳圓

●大鳴學館

大鳴學館は。錦町二丁目にあり。其旨趣たる諸學校へ入學受験の準備を爲す者の學力短所を補習せしめ。以て學力平均を謀り。

或は日課の補修。又は公私務の餘暇を以て高等普通の學科を修めんと欲するもの、爲めに英。漢。數。獨逸。理化。地理。歴史。博物。國文。簿記の十學科を隨意の書籍に據り教授すの目的なれば當市に遊學する地方の學生は。一旦本館に入りて。學力の平均を養成し。而して志望の學校へ入學するには最も便利なり。明治二十四年六月に設置せしに。二十五年四月十日猿樂町の大火に類焼せしか。僅か一週間を経て。淡路町壹丁目に假設し。同年五月駿河臺南甲賀町十九番地に轉し。専ら斯道の擴張に盡力せしかば。生徒益々増加し遂に教場の狹隘を訴ふるに至り。二十七年現今の地へ移轉せしなり。爾後毎月各自志望の學校へ入る者百名以上にして。平均三百名の在學者あり。館長西川正次氏の教法其當を得たるを。授業料の低廉とに因るなるべし館内に寄宿舎の設けありて。遊學者父兄の囑託により寄宿を許可し。館長監督の任に當り。専ら學術獎勵に盡力せり。

●私立錦美小學校

私立錦美小學校は。木呂子繁子の管理する所にして。明治二十三年一月。當區美土代町二丁目五番地に在りし。矢島小學校の跡を引受け。同年三月開校の式を執行し。教授に従事しありしに。二十五年四月十日猿樂町よりの大火に類焼せるを以て。現在の地に新築し。同年八月落成移轉せるものにて。一時は隆昌を極め。生徒二百餘名ありしも。現今は衰微して。僅に七十餘名を出でず。校内に幼稚園の設けあり。園主は近藤茂氏にして。教員二名を聘し。幼童二十名を保育す。又普通夜學校を置き。晝間就學し能はざるものを集め。英漢數學を教授す。

●斯文學會

斯文學會は。明治十三年二月の創立にして。道德を研磨し。文學を講究するの所とす。會員二千餘名。基本財産金參萬餘圓を

有せり。世に學會或は協會と稱する者多しと雖も。隨て起れば隨て仆れ。其能く儼然として存立し。二十年の星霜を保つこと同會の如き者は多く其比を見ざるなり。今其沿革の概要を摘記せんに。我邦。一たび泰西の文物を輸入してより。人皆靡然として。之に傾き器械工藝の學は大に進歩したりと雖も。仁義忠孝の道は棄てて。而して顧みず。古來聖賢傳と稱せらるる所の書籍も之を高閣に束ね。我國固有の道德は將に地を掃ふに至らんとす。同會は。實に茲に慨する所ありて起りし者にて。當時故三條公、岩倉公も。大に其舉を贊助せられ。宮内省よりは創立費の内へ金壹千圓を下賜せらる。同會は。其主旨たる道德を研磨し。文學を講究するの實を擧げんか爲めに。講演を開き。講義筆記、斯文一斑并に雜誌等を刊行し。尙ほ進んで。斯文叢を開き。生徒を教育せり。其補助として。宮内省より年々金貳千四百圓を下賜せらる。其入學したる生徒の總數を擧ぐれば。八百餘名に上り。斯文の蘊奥を究め。生徒の品行を取締るの點に於ては。有數の學校と稱せられしか時運非にして。二十年を以て閉塞するの已むを得ざるに至れり。但其講演は日々之を開き。今日に至るまで依然として之を存續せり。初め麹町區實田町二番地なる舊太政官跡の建物を下賜せられしか。後現今の地に移轉したるなり。同會の役員を擧ぐれば左の如し。

副會長	子爵 谷 干 城
文學文學博士	重野安釋 同文學博士 根本 通明 同文學博士 星野 恒
同文學博士	井上哲次郎 同文學博士 黒川 眞頼 同文學博士 物集 高見
同	巖谷 修 同 三島 毅 同 木村 正辭
同	南摩 綱紀 同 四屋 恒之 同 蒲生 重章
同	龜谷 行 同 豊島 毅 同 土屋 弘
同	坂田 丈平 同 岡本 監輔 同 原田 由己
同	林 麴臣 同 萩野 由之

●大日本武術講習會

大日本武術講習會の創立は。明治二十八年九月十三日にして。始め芝公園地舊彌生館跡に於て開會しありしが。建物の狹隘を感じ。三十年五月に至り。現在の地を下し。新築工事に着手し。同年十一月落成移轉せしなりと。建物は。木造瓦葺三階建てにして。總坪數五十六坪あり。階上を會員の集會場に充て。階下に講習場を設け生徒を教授す。本會の趣旨書は左の如し。

治に居て亂を忘れざるは。前哲の明誠文事有るもの必ず武備あり。古聖の垂訓。之に遵ふものは興り。之を慢るものは敗る。古今内外史籍明鑑あり。今上陛下敕聖文武。屢に維新中興の大業を定めさせられ。兼て懷遠拓疆の偉績を揚げさせ給ふ。赫々たる功業一に尙武の聖徳に出でざる無し。是か臣民たるもの誰か威奮興起奉公の義に趨らずして可ならんや。况んや。今や列國の形勢外に平和を装ひ。内實に不測の禍有り。兵戈を征席の内に藏じ。鋒鋒を談笑の中に應ず。危機一髮朝にして夕を測られす。於是乎。本會の必要起り武事を平靖の日に修し。身膽を安宴の時に養はんを欲す。結會以來世の有志者慨然興起し。資を捐て力を分ち。本會の事

會幹	伯爵 佐野 常民 同 子爵 杉 孫七郎 同 子爵 島尾小彌太
同	男爵 長松 幹 同 男爵 石黒 忠應 同 廣瀬 進一
同	同 股野 琢 同 金井 之壽 同 岸田 吟香
同	同 高島嘉右衛門 同 横井 忠直 同 多田 好問
同	同 青山 勇 同 小野 正弘
專任教事	小原 重哉 編輯主任 山本 邦彦

業を贊助せらるゝもの。日一日より多く。凡百の施設者々整頓の域に進み。茲に一大演武場を新設するに至れり。是れ氣運の然らしむる所と雖も。忠勇なる有志諸彦の熱心贊助するに非ずんば。何を以てか克く今日の隆盛を見ん。實に本會の爲めに深く慶祝し。諸彦に向て叩謝すへき所なり。但本會の目的や。遠大前途の經營一にして足らず。是を以て今後一層大方の贊助を得て。本會の目的を大成せんことを期す。伏して冀くは。世上同感の士協心戮力奮つて此事業を翼賛し。邦家の爲めに干城を養成するの一助を爲し以て。

今上陛下尙武の敷旨に副へられんことを。

本會々則の摘要を掲ぐれば。本會は。大日本武術講習會と稱し。我日本帝國固有の武術を練習するを以て目的とし。男女を論ぜず。汎く練習生を募集し。武術を教授するものとす。本會の趣意を賛成する者は。何人を問はず。會員とし其會員を分て名譽會員、贊助會員、特別會員、普通會員と定め。會員章を交付し。規定の時間内隨意入場武術を研究し。又は參觀することを得。職員並に教員の氏名を示せば。

- | | | | | | |
|-------------|-------|---------|-------|----|-------|
| 會頭 | 津田官治郎 | 幹事 | 渡邊政綱 | 會計 | 寺島芳太郎 |
| 事務員 | 石田男三 | 同 | 小野常三郎 | 同 | 本田其徳 |
| 同 | 松川吉郎 | 同 | 田邊光通 | 同 | 中村又太郎 |
| 相談役 | 金谷元其 | 同 | 宮川義令 | 同 | 下妻久徳 |
| 同 | 指田吉清 | 同 | 宮川義令 | 同 | 下妻久徳 |
| 教員(姓名いゝるは順) | | | | | |
| 鹿島真刀流居合 | 井口松之助 | 小野派一刀流 | 石橋兵吉 | | |
| 天神真流流柔術 | 心揚流柔術 | 金谷元其 | | | |
| 神道無念流 | 尾崎忠照 | 天神真流流柔術 | 吉田千春 | | |
| 小野派一刀流 | 吉田矢 | 天神真流流柔術 | 高木勳次郎 | | |
| 同 | 田邊光通 | 真掛流柔術 | 高木勳次郎 | | |
| 直心影流 | 田丸大輔 | 直心影流 | 都築法麿 | | |
| 北辰一刀流 | 中村一期 | 真移心頭流柔術 | 中村半助 | | |
| | | 津田一傳流劍術 | | | |

- | | | | |
|------------|-------|---------|-------|
| 淺山一傳流劍術 | 中村又太郎 | 直心影流 | 村川清明 |
| 直心影流 | 丸島一 | 直心影流 | 松原文太郎 |
| 北辰一刀流 | 小林定之 | 北辰一刀流 | 財前秋次 |
| 淺山一傳流柔術 | 指田吉清 | 直心影流 | 齋藤明信 |
| 直心影流 | 北村高道 | 小野派一刀流 | 宮川義令 |
| 直心影流 | 下妻久徳 | 直心影流 | 鈴木信友 |
| 助(姓名いゝるは順) | | | |
| 鹿島神傳流 | 鴨野常吉 | 北辰真武一刀流 | 藤島淺太郎 |
| 小野一刀流 | 菊地浪之助 | 同 | 村上松造 |

●東京看護婦會

東京看護婦會の創始は。明治二十四年十一月にして。慈善看護婦會と稱し。本郷區森川町一番地に開設したりしが。其の後。神田區猿樂町二十五番地へ移り。尋て二十七年錦町三丁目二番地へ轉し。東京看護婦會と改稱せり。二十九年に至り。更に。東京看護婦講習所を設立し。生徒を募集するに至りぬ。會頭は。鈴木雅子と呼び。故陸軍中佐鈴木其光氏の未亡人なり。中佐の任地仙臺に於て。病に罹るや。看護周到ならざるを以て遂に卒去するに至りしを以て。女史大ひに之を慨き。奮然志を起し。出京して。櫻井女學校に入り。看護學を講習し。其の業を卒へ。

●東京瓦斯株式會社

東京瓦斯株式會社は。明治十八年十月一日の創立にして。初め芝區芝濱崎町三番地に設置せしが。三十年九月新築落成せるを以て。當所に移轉せり。本社建坪は。二百三十一坪餘。地所坪數は七百八十四坪餘なり。但其の製造所は。三所に分立せり。第一は舊本社跡。第二は北豐島郡南千住地方橋場町千四百五十一番地。第三は深川區猿江町九十二番地に在り。

資本金二百拾萬圓。積立金拾六万七千圓。株數四万二千株。營業年限九十九年とす。而して最近の調査に據れば。本管延長は五十二哩六十七鎮。甲枝管は六十二哩四十二鎮十九呎四。乙枝

更に醫科大學に入りて實地を修業し。卒業證書を得しとなり。初め森川町一番地に開設せし頃は。世人未だ其の必要を感ぜざりしかば。已を得ず。自費を抛ち。看護婦數名を置き。貧困にして。其の費を辨せざる者には。無料にて看護の勞を取り居たり。偶々王子孤兒學院に。悪性の腸窒扶斯發生し。當時派遣せたる。看護婦數名に傳染し。爲めに三名の死亡者を出し。著しき損害を醸し。甚だ疲弊せしむ。女史屈する色なく。益々其の志を固め。斯業の擴張を圖り業務に盡瘁せしかば。漸次盛大となり。其の門に入りて教を請ふもの多く。遂に東京看護婦講習所を設け生徒を養成するに至れるなりと。今其の規則の概要を掲ぐれば。本所は。婦女に。病者を看護する方法を講習せしめ。善良にして。敏腕なる看護婦を養成し。以て。一は。自家に病者あるとき看護を司らしめ。一は。病院及び病家の需めに應じ。派出せしめ。醫療の完全を謀るを目的とす。本所の講習生たらむと欲する者は。年齢二十歳以上四十歳未満にして。且つ三年間は家事に關係を有せざる者にして。讀書。片假名文。算術。加減乗除。作文。往復文等を爲し得る學力を有するものに限る。講習期限は。三ヶ年間にして。之を修業期と研究期との二期に分ち。修業期を一ヶ年とし。之を前期及び後期に分つ。即ち前期は。學科を教授し。後期は。實地演習を爲さしむ。兩期各六ヶ月間とし。研究期を二ヶ年とす。前期生には。左の諸學科を教授す。

- 解剖學大意。生理學大意。看護學。繙譯學。修身學。救急療法。外科器械學。電氣應用法。防腐及消毒法。泰西按摩法(マッサージ)。

目下講習生五十餘名あり。教員四名を聘し。之が教授に従事せり。研究生には。病院及び病家の依頼に應じ。派出して。看護法を實地に研修せしむ。本所講習生を。通學生。私資寄宿生及

管は七千六百三十八ヶ所。以て其の盛況を卜知すべし。
本社職員は左の如し

- 取締役会長 濹澤 榮一 事務取締役 大橋新太郎
- 取締役 浅野總一郎 渡邊福三郎
- 監査役 四國寺公成 渡邊 朔 浅野彦兵衛
- 支配人 福島甲子三

●榎本館

榎本館は。錦町の大路に在る旅館にして。明治二十四年六月開業す館主榎本勘之進なり。表門は。北方に面し。其左右に奇巧なる石塀を築く。又西方に小門あり之を通用口とす。家屋は總瓦葺三階造りと平家とあり總建坪は百八十餘坪。客室三十を備ふ。三階の屋上中央に二層の物見を設く。登覽すれば区内は勿論近くは。九段坂牛ヶ淵丸の内より。遠くは。日本橋、深川、本所、浅草、下谷等の勝景寸眸の間に集り。風景甚だ佳なり。本館の敷地は。總計三百二十餘坪ありて。中央に建物を設け。前後を庭園とし樹木を列植しあれば。空氣新鮮にして。夏季は殊更涼しく。冬は温暖なれば。一度駕を枉ぐる人は。必ず又來りて宿するなりとぞ。本館の所在は。区内須要の場所に當り。帝國議會議事堂各官省を距ること遠からず且數十歩を出でずして繁華の市街に達することなれば。車馬の便利はいふまでもなし。電話本局二百十九番。

●帝國結婚媒合社

帝國結婚媒合社は。明治三十年一月の創立なり。其の業務は。公衆の便宜を謀り。婚姻及養子女等媒合の内談に應じ。誠實を以て迅速に媒介事務を取扱ふ所にして。申込の節は。依頼者の資格に應じ。奔走實費として。金壹圓を申受け。結婚済の上は資格に應じ。適宜身分相當の報酬金を受領するものとす。依頼

により市内は直に社員出張して。内密に相談をなすものなりと。社主は岡崎槇倍氏なり。

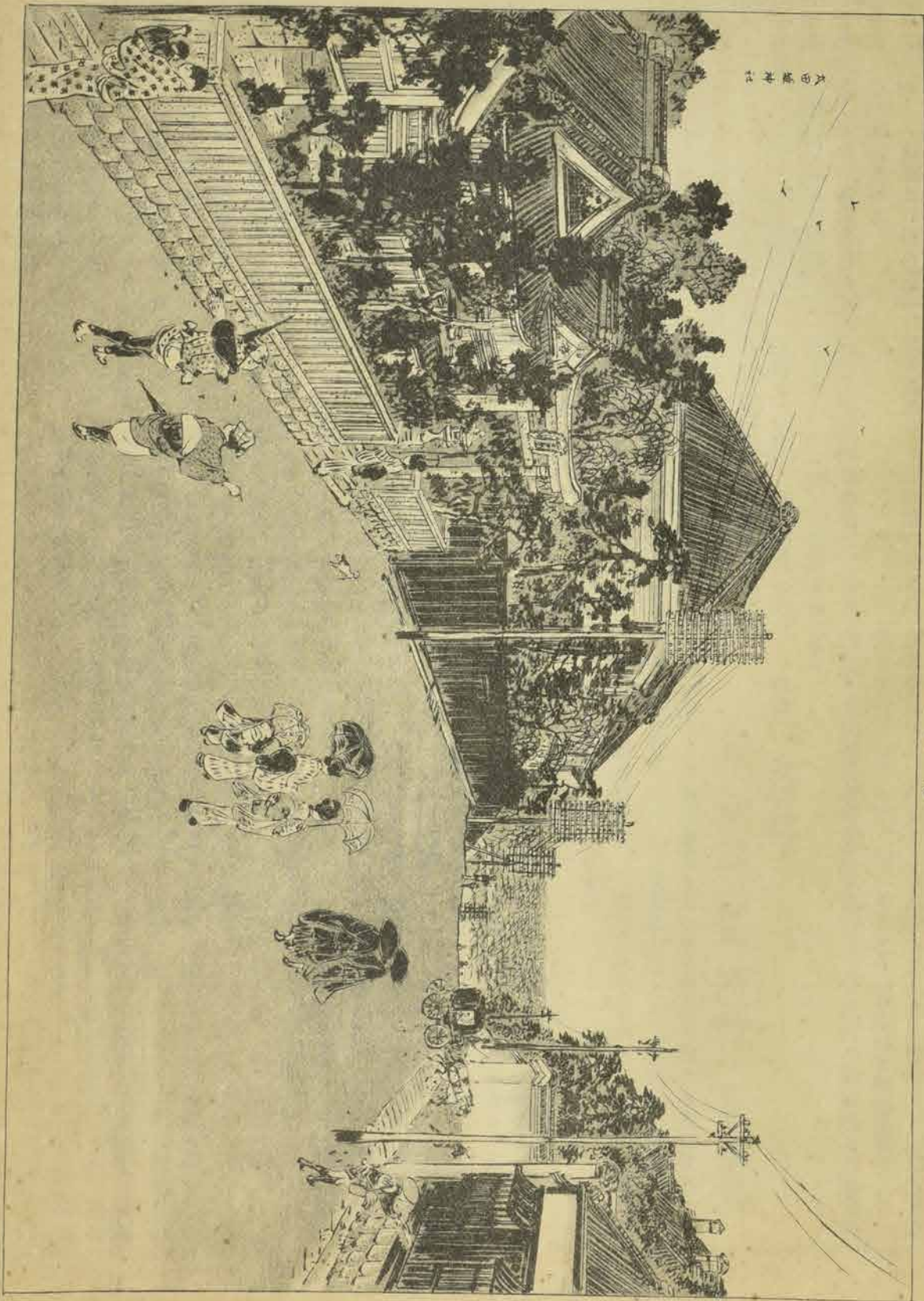
●熊田活版所

熊田活版所は。熊田宜達氏の管理する所にして。明治二十一年三月の創立なり。初め松下町十三番地に於て開業し在りしが。二十五年四月十日猿樂町よりの大火に類焼し。同年更に現在の地に新築し移轉せるなり。市内有右の活版所にして。機械大小十三臺を有し。公稱八馬力の英國製瓦斯發動機を使用す。現今使役する職工男女百五十餘人あり。毎月一日十五日を休業とす。休業時間は。毎日十時間にして。日曜、大祭日を除くの外。三四時間の夜勤をなし。殊に歳末多忙に際しては。徹夜して業務を執ることありて。繁盛を極めり。抑々印刷工場に於て。瓦斯發動機を使用せし嚆矢は。同所にして。是より各印刷工場に於て。使用するに至りしなりとぞ。所長熊田氏は。多年斯業に従事し。印刷の鮮明にして。迅速なりとの好評世上に喧傳し。今や諸官省の用途を務め。傍ら洋紙書籍等を販賣し。益々業務を擴張せむことを期せり。其の工場は。總瓦葺木造平家にして。所内に鑄造所、製本所を備ふ。電話本局三百四十六番。

●太田姫神社

太田姫神社は。駿河臺東紅梅町河岸第十四號地にあり。神田川お茶の水の流を背にし。岩崎家邸に接して。淡路坂の上なり。石の玉垣を廻らし。壇上に花岡石の鳥居あり、『太田姫神社』の扁額を掲げ。寛政九丁巳年十一月吉日と銘せり。左、玉垣に沿ひて石の盥水盤あり。享和二年及石工某の名を彫る、又鳥居内に一對の常夜燈を置く、近年の奉納なり。拜殿は素木造、瓦葺の祠にして。勾欄を設け、神殿頗る清新なり、社務所は其傍らにあり、神樂殿は崖に臨みて神社の正面にあり。此地お茶の水

景之上坂路淡



の流を隔て、舊聖堂の杜を望み、風景亦佳なり。本殿の傍に攝社あり金山神社といふ。

當社縁起の略曰、武藏國豊島郡神田郷太田姫稻荷神社は、往古參議小野篁卿、承和六年隱岐國へ左遷せられし時、伯耆國名和港を過くるとき、暴風俄に起りて激浪舟を衝き、殆ど沈没せんとせしとき、一人の老翁海上に現はれ、我は是太田比賣命也、今之危難を救ひ且痘瘡の病可有ければ、必ず之を救ふべしと、告げ竟りて失せ給へり。是より隱岐國へ着き、篁卿自ら翁之像を刻して、常に護持せられ、其後再び京都に召還さるゝに及び、即ち山城國一口里に一社を造りて、此像を奉祀せり。其後長祿の初、武藏國江戸城主太田資長の女、痘瘡に罹りて病篤かりけるとき、或人一口里社の故事を語るによりて、即使をやりて此神を祈る、既にして平癒を得たり、故に資長常に此神を信じ、遂に是を千代田城内へ遷座し厚く崇敬す。後此神の託宣に、我は此城の鬼門を守るべしと、依て社を鬼門に移し、太田姫稻荷明神と奉稱すること久し。天正十八年八月徳川家康居を江戸城に移せしとき、此神社神田臺に奉祀し、其後此地を若林與右衛門兼次にあたへしより、其宅地の内にあり、兼次の子八右衛門に至り、幕府命じて當社を今の處に移し、慶安元年の初、社殿建築せり。爰に修行者觀下なる者、毎日此社に詣りて、信心等閑ならざりしかば、八右衛門遂に觀下を以て別當となせり、後觀下死して其子觀下其の名を受けて別當となれり。然るに入右衛門の子某、多病にして武事に堪へざりしかば、即觀下養子となり、榮源と云、此時初て三寶院の末流となり、是より後觀下の子孫、松龍山安重院と稱し、代々當社の別當とせられ、舊政府の朝賀には物禮を許されたり、且年中の祭典費等下賜ありしと云。降て慶應三年十二月本郷春木町より出火し、社殿及別當所諸建物

等悉皆焼失し、神寶古文書に至る迄烏有に歸せり、明治五年社格を村社に定められ、同六年に至り、本殿以下假普請なりしを、明治廿八年四月有志者改築落成せり、現住の社掌は石川忠周氏なり。

祭神

宇迦之御魂神
大市比賣命

本殿

間口九尺
奥行六尺

拜殿

間口十四尺
奥行二間

幣殿

間口六尺
奥行七尺

從來社藏の古文書竹寶等も惜むべし慶應年間の火災に遭遇ひ一切焼失したりといへり、只縁起一卷あり、奥付もなければ年代すらも知れ難けれども、二百年以前のものならんとのこと。又明珍信家作の甲冑一領を藏せり。

金山神社

金山神社は、太田姫神社の境内にあり、即ち、本殿の傍に接する些やかなる社なり。金山彦及び金山比女命を祀る、其由来を尋ぬるに、舊幕府金座役を設けられし時、即ち金座の守護神として、本社境内に勧請あり、因て毎年十一月十一日例祭の費用を始め、時々修葺等、盡く舊政府に於て支辨せられたるなり、慶應三年十二月中、太田姫神社類焼の時、同火に罹りて焼失したりしも、維新後に及びて、舊金座の有志者輩相議かりて再興したるなり、いま金座役所より安永年中に奉納せられたる神鏡一面を存すと。

御茶の水の事

神田川の流、水道橋より萬世橋に達するの間、斷崖百尺の下。風景絶佳なるの邊を、茶の水といふ。其流域は、昌平坂即ち舊聖堂の前より水道橋へ通する堀端と、大江戸志に見えたり。茶の水のこと。上水記云神祖武藏野へ御鷹狩ありしころ、百姓(今の神田上水元水役十)上水に元のこと言上し奉る、又台徳院(耶さいへる者の先なり)

殿、御成ありしころ、井の頭のかたはらの木に御彫刻あそばされしといふ。(或は大猷院殿御はり遊)又寛永年中、大猷院殿度々この池を上覽ありて、上水開發いできしと、此水を以て御茶を召し上られしゆへ、今に下流を御茶の水と名付しといふ、或は神祖御茶の湯に遊ばされしとも傳ふ。と云々。ともかくも御茶の水に召上がられし故に、御茶の水と稱するの説は、或は事實なるやも知れず。江戸鹿の子(貞享四年刊)に異説あり。曰く。御茶の水并湯島元町の御堀端にあり、寛文の頃ほひか、御茶の水にあかり遣つよしいまは其跡のみ残り。と。又江戸總鹿子名所大全(寛延四年刊)御茶の水、聖堂の西手なり、此井清冷にして、御茶の水にも召上られしよし、神田川堀割の時川のふちになりて形ばかり残りしに、享保中洪水の後河幅を廣げられし時、川の中になりて、今は名のみなり、とあれど此を以て御茶の水の名稱の起りとせざるは、牽強の説なるべし、未だ容易に信ずべからざるなり。

●御茶水橋

御茶水橋は、駿河臺西紅梅町より本郷區湯島三丁目に架せる橋にして、神田より交通するに必要の箇所なり、明治十四五年以來石橋或は或は鐵橋を架設せんとすの計畫ありて、設計已に成りたるも、故ありて着手に至らざりしといふ、偶東京市區改正實施の擧あるに際し、本橋は其改正路線に當るを以て、新設の議茲に決し、明治二十三年理學士原龍太氏の設計新に成り、同年十一月廿七日を以て工事に着手し、翌年十月十五日を以て竣成開橋し、交通の便を開くを得たり。其位置は、麴町區元衛町より本郷區湯島切通阪上に達する四等道路の神田川を横斷する所にありて、上流なる水道橋を距る七町一間、下流なる萬世橋を離る、五町二十一間なり、此地古來より御茶の水と稱し、東都名

勝の一として稱へたる溪流の如き所なるを以て、兩岸高く、水流は數十尺の下にあり、橋上中央の高さは、靈岸島水位標零上五十七尺四寸五分にして、満潮の時水面上五十二尺あり(此地千満の差大凡三尺なり)。全橋は二個の髷臺及び二個の橋脚を以て三個に分ち、中央はアラット構桁にして、長さ百十五呎、前後は何れも長さ三十六呎の鐵板桁より成れる上路橋なり、構桁の幅員及二十呎なれども、橋上路面に於ては、中央車道四間、左右人道各一間、合せて六間なり。橋上は毎平方呎に、九十封度の動荷重に堪ゆる設計なりとぞ。左右高欄は、鑄鐵製にして、高さ三尺なり、長さ三尺の間に六分角鐵八本と、列べ、其間を橋名に因みて、茶實及水字の崩模様を以て連結し、三尺毎に入分角の柱を地覆上に建て、同所に於て六分角鐵材支柱を外方に設く、前後の雄柱は一尺角高七尺の鑄鐵製にして、全部總て唐草模様を以て裝飾とし、橋名技師名及年月標等は唐銅製にして黒色の漆を塗り、文字は純金を鍍せるものにして、之を雄柱の前面に嵌入す、雄柱上に瓦斯燈各一臺を建つ、其高二尺五寸なり。橋材の鐵部は總て光明丹を以て銹鏽を防ぎ、構桁は鐵鏽色、高欄は青漆色、地覆木は鼠色、橋の裏面は黒色ペンキを以て之を塗懸せり。橋の前後は、地盤高低等しからず、南方駿河臺附は、零點上概六十二尺、北方本郷區附は、同五十三尺にして、其差九尺なり、故に架橋するに當り、北方に於て其半を高め、南方に於て同じく其半を切取りたるを以て、橋面は南方路面より些少低し、故に雨水の動もすれば橋上に流下するの虞あり、故に之を防がんが爲めに、數條の陶管を伏し、或は下水を作り、以て疏通を自由ならしめたり、又北方橋の袂には、高三尺の垣を築き、崖地には楓樹百數十株を栽へ、以て之を保護し、兼て風致を添へたり、工費の精算高は、三萬四千二百八十餘圓な

聖堂お茶の水橋よ駿河壺望のむの圖



御茶水の勝景

お茶の水は、紅塵紛飛車馬喧雜の市街中に介在せるに拘らず、超然脱俗の地にして、優に瀟洒の静觀を具備するは、大に誇るべきの名勝ならずや、積翠滴る駿河臺の林は高く、梢越しに、知名の門、顯官の邸、丹堊隱見其際を點綴し、斷崖千尺、黃泥幾層、絶壁の峭つ處、只巖石の如く、古木枝を垂れて栖鴉の危巢を見る。溪流潭々、遠く來つて崖下を繞り、縈紆して流れ去るもの、即ち神田川なり、篙人舟に棹して漣漪を書き、風光秀美、清冷掬するに堪えたり。雨も霏れもせぬ上水の懸樋、駿河臺の崖腹を穿ちて、お茶の水の勝景聚る。流に沿ふて下ること數丁に及びて、お茶の水橋あり、長さ三十八間の鐵橋、遠く之を望むに、雲梯高く架して兩岸を繋げるの奇觀、又趣きを添えたり。春はお茶の水橋より駿河臺紅梅河岸岩崎邸の邊り櫻雲棚引きて、落花水に點じ、橋の袂に植えたる若木までもが、花笠つけての美觀、新緑風に戰つ候に及へば、杜鵑月に叫びもすめる、御茶の水の茂み此處もはやくより鳴き初むる、ど江戸遊覧花曆にゑるされたり。橋上欄に凭れての夕涼の客、河風輕く浴衣の袖を吹きて、納涼にも適したる地なり。懸樋より水道橋邊は、螢飛び交ふ門の面、草の葉裏に點むるものもあもしろく、お茶の水の螢狩は名物にて、已に古賀侗菴の若溪の詩にも其傳茲此螢尤大幸向芸窓照讀書とあるにても證するに足りぬべし。秋は月白く風は清し、洗ひあけたるお茶の水の景、人影地に落ちて、韻士洞簫を弄せば、剛曉又娟々、月の都に響くらむ、昔東坡が赤壁の遊興も、坐るに思ひ偲ばるゝぞかし、冬は樹々の梢に白玉を綴りて、鹿子まだらに積れて崖腹の雪、岸に繋げる小舟の蓬に炊煙を揚げたるもをかしきに、吹雪を拂ふ外

套着の學生、師範校の女生徒が、塗下駄に雪踏み分くるも景物の一つや四時をりくくの眺め優りて、名狀すべからざるなり。昔時江戸名所圖會の畫者長谷川雪且も、お茶の水の景を寫すや、經營慘憺を極め、其眞景を臨摹せんが爲めに、位置を撰むに、守山といふ饅頭亭の二階こそ艱強なれど、酒飯を命して、閑に對岸の勝景を描寫して去る、其後數日雪且また其家に飲し、酔後欄に凭りて風光を賞す、忽ち捕吏あり、座に雪且を縛せんすとす、大に驚きて其故を問へば亭主曰く盗人強倣とは蓋し汝が事なり、前日汝が家に來りて家屋の位置結構を圖するや、我其行爲を訝かりしに、果して夜間忍び來りて物を盜めり而して今日再び汝を見る、仍て官に訴へて汝を縛するなりと、雪且寛を陳述して、漸く免るゝを得たりと、此一事を以てするも、お茶の水の勝景たるを知るべし。

當地は、東京市中の一勝地なるを以て、之を詩文學に詠せし者甚だ多し、今一々に掲表せず、唯篠本廉の遊記の如きは、春夏秋に於てせずして、特に晩冬に於てし、一種他と其の趣を異にせるを以て、獨り之を録存して以て其の奇を傳ふ。

十二月十九日浮舟夜遊記

篠本廉

遊跡古人者。出於欽慕也。故向之二遊。不惟吾輩。有意於古者。往々而爲之云。及至擬第三遊。則舉世無有。而唯我有焉。故是遊吾輩誇以爲天下之奇也。然當寒威可畏之時。龜手難藥之候。去安宅而暴露。不就火而赴水次。不知我者。謂我何求。其或呼爲痴者亦可。指以爲癡者亦可。爲狂人爲病子。皆所不辭也。今錄其槩。以告同調者。十二月十九日。余歸自外。奔走終日疲甚。時已暮。忽報二客在門。輒洗出迎。則南畝與子瓊也。未暇叙寒暄。南畝先發言曰。後赤壁。後之赤壁。乃今其期何如。先是嘗有是約也。奈世故倥傯。期至而忘其爲期。及

聞此言也。以實告之。南畝曰。僕亦然。今雖憶之之晚。事尙可及。故相携來遊。余乃技癡忘疲。欣然應之。獨人德甫二子。亦後先尋至。其當邀者。爲子寅爲士敬。將分往說。德甫曰。子寅壯夫。濟勝自許。其應此邀。必不待三寸。吾請赴之。單騎而足。士敬則強敵。當斯寒夜自非。所謂六國爲一。并力西嚮而攻者。則未易與也。一座闕然。共與何之。何謂盤珠圓活。應響乃動。士敬既起。德甫亦子寅同來。加凡七人。相視而笑。莫逆於心。其議曰。非舟之。則此舉爲無名。乃決策東向。書肆曰樂池堂。堂在道左。主人乃南畝門下之出。南畝曰。彼有才幹。且在先遊之列。不可不帶之。叩門入言。言未既。攝衣而出。蓋亦奇人也。既買舟。舟人理當掩口罵。而貌從容溫言存。如知遊人意者。亦奇人也。彼其有道者乎。抑臨舉入夢者。特來佐遊事也。吁此言雖誕。推之於理。亦不可以爲必無也。於是舟中圍爐環坐。交臂接膝。煖被擁背。熱炭在前。詩戰戲謔。杯酒行其間。德甫撥琴弄曲。手裏舟底。流水相得洋洋。嗟夫歲闌嬉遊。摘名哲之遺芳。固是韵事。况同人皆錦心繡腹。耳所接皆巨言。目所得皆佳篇。以情好有味之侶。投織塵無揚之境。窮達得喪。死生禍福。榮辱之機。莫乎靈臺丹府之中。而一舟之外。不知復有世界也。蓋括天下之極美。并古今之至難。而在扁舟一葉之中。不亦樂乎。其脂膏瀟灑之具。煎熬燻炙之擾。樂池主人爲之主辨事。無不先意承旨。太史公謂李陵能得人死力。雖古之名將。不能過也。今吾於南畝氏亦云。舟行元以若溪斷崖壁立處爲限。取便于回棹也。及其在舟。夜寒漸迫。務在遮風。四窗密封。唯相枕藉于中。其間以外之任。一付之梢公。加之氣投機孔。話頭入港。有力者負之而走。亦曾不知也。遽爾控之則云。舟方在斜橋下。其過期所已久矣。期所則失矣。然因敗而成功。亦是一奇。更命益東。既而在大川。放手中流。久之得月出乃還。是遊也。妙不在江山

煙波。而在詩酒吟笑。不在準備得完。而在真率辦事。蓋稱奇者三。事非凡舉。一也。人々出其不意。而無有障礙。二也。以談笑詩酒。代江山諸觀。三也。此其尤大者也。至言其席次之細。與趣之詳。則更僕亦難。前遊二次。吾不讓爲倡首。是遊則南畝實爲之盟主。且其言曰。將作之賦。意者坡老事實心將有具焉。吾則鄙儻瑣瑣。筆其末節者也耳。

其他茶之水。其所以其詩文咏莫頗多。文人黑客之輩。是之爲茶溪といひ、茗溪と呼び、甚だしきは、東坡の赤壁に模倣ひて、小赤壁の名稱與をふるに至れり、いづれも文人墨客の戯れに命名する處なるを以て、お茶水は依然お茶の水と通稱するこそ正しからぬ、只仙臺堀の名は、万治年間陸奥守松平綱定の堀割る處なれば、仙臺堀と呼ぶも妨げなかるべし。又いまはさること多いと稀なるも、昔は屋根船等にて、斷崖絶壁の下に來り、酒肴を齎らしての遊興も、屢行はれしものと見えて、南畝の嬉遊の如きは、寧ろ滑稽に屬すべきも、終夜舟中に枕藉し、東方の既に白らむを知らざりし文人墨客の輩も少からざりしなるべし。雪且の晝にも、懸樋の下に遊興の舟を乏べたり。

◎豫告

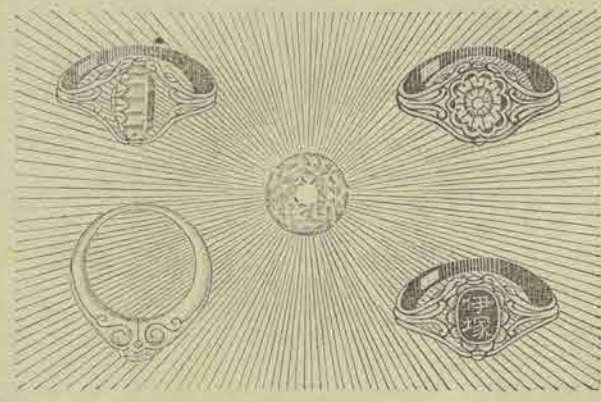
猿樂町全部及び駿河臺の詳細は、誌面の都合に因り次編に譲る。又本編に於て漏れたる舊況并に公共の建物、學校、病院等は是亦次編に掲載すべし。

◎正誤

第十九編十一頁上段高等看護學傳習所の記事。中其創立を三十二年とせしは三十年の誤。又所主服部勝孝氏は陸軍看護卒を奉職せし人なりとあるは陸軍一等看護長の誤植に付謹て正誤す。同頁下段救世軍本部とあるは救世教本部の誤。第十八編中善隣學院とせしは善隣書院の誤。

宮内省御用 (意匠登録) 中願出

新製兼用指環



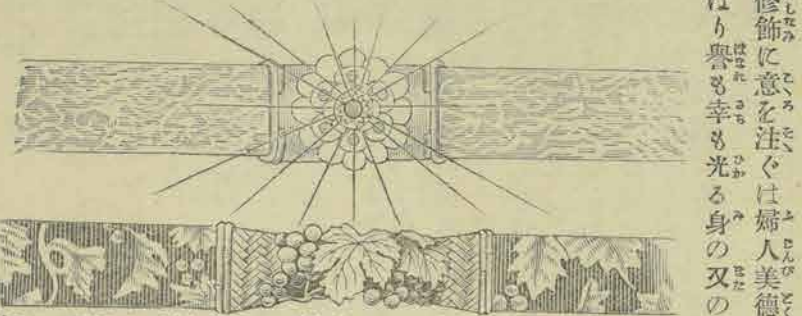
定價一個 金五十圓七圓 金五十圓七圓 金五十圓七圓 金五十圓七圓

今回弊堂が發賣仕候認印兼用寶石指環は、寶石欲入部の裏に認印を彫付け置き表面を軽く推せば螺旋状に掛けるに直に印面現れ出で、認印形の指環となり使用済の上更に軽く推せば再び轉回して寶石入指環となり若し又認印不用の方は其印面を寶石に嵌め置き裏面を出し代へて使用すれば一個の指環にて二個の指環を所有すると同一なれば真に便利御徳用の指環也

東京下谷區池の端仲町 貴金屬及美術袋物商

宮内省御用

美術帶留



定價 金五十圓以上 五十圓以下 餘は御好み次第御調製可仕候

身の修飾に意を注ぐは婦人美德の一にして人の敬愛も自づと加はり譽も幸も光る身の又の美術と謂ふべきなり。されば天の成せる麗質にても、其容儀に心を凝せば玉もいよく光を増し、花も一入の香り添へて優にやさしき品格は誠に愛嬌の源なるべし。弊堂年來美術裝飾品に心を砕きて昔な時機に適ひたる品のみなるが、爰に又た此たび新案の美術帶留は意匠を上品なる古代の模様、に採りて紐は縞の絞織、金具は黄金白銀又は青貝の精巧彫牡芍薬菊さくら、くさりの四季の名花に金剛石眞珠その外の寶石を嵌め世に譽高き美術家が心を籠めし品なればこれを召させたまふ御婦人方は、實に錦の上に花を添へたる美しくし、一入優にやさしき容儀を揚げさせ給ふべしと云爾

玉寶堂 飯塚伊兵衛 (電話本局九百六十五番)

高等化粧料發賣廣告

● 高等化粧水 オイデルミン 一箱三個入 金七十五錢
皮膚を艶美滑澤ならしむる高等の化粧料なれば貴婦人令嬢の必需品にして暑中是れを用うれば日に焦ける憂なし

● 改びん付 コラクシン 一箱二十錢
玉 一箱二十錢

● 改すき油 メラセリン 一箱三個入 金一圓五十錢
柳系香 一箱三個入 金一圓五十錢
婦人結髪に用うる油は蟻製なるが故粘着汚垢し易く加之一種の悪臭をかもし常に人をして苦心せしむ歐米婦人言へる事あり日本婦人は柔和優美の徳質ありて寔に親むべしと雖も頭髪に一種の臭氣ありて鼻を衝き久く座に堪へざらしむるが遺憾とすと實に然り弊舖茲に感あり苦心研究の結果優美の油を發賣す

● どり香水 ラウリン 一箱三個入 金一圓八十錢
花たちばな 一箱三個入 金一圓八十錢
第一剛き毛髪を柔軟ならしめ且汚れを淨め永く清潔の状を保たしむ

● 改水油 オイトリキシン 一箱三個入 金一圓二十錢
花 一箱三個入 金一圓二十錢
在來の香油の如く髪に粘りを生ぜず亦汚臭を發せず毛髪之光澤を艶美ならしめ且脱落を制止し頭皮の疾患を豫防す

● どり香油 アチモン 一箱三個入 金一圓二十錢
春風山 一箱三個入 金一圓二十錢
第一頭髪の汚れを容易に梳き去るが故に本品を使用せば髪を洗ふの煩勞なし故に病中又は病後に用ゐて妙なり

ひげ油

住之江 一箱三個入 金九十錢
鬚毛に使用すれば之れに適當の粘力を生じ隨意に形狀を保たしめ且在來の品と異にして之れを洗去ること容易なり

● 改おしろい イリアンチン 一箱三個入 金二圓十錢
春の雪 一箱三個入 金七十五錢

● 高等ねりおしろい 一箱三個入 金七十五錢
品質純白緻密にして肌膚に付き易く且佳良の芳香を有し衛生上有益の佳品なり

● うがひ水 エオチン 一箱三個入 金九十錢
口の清潔にし粘液を去り臭氣を防止す微菌を撲滅し虫歯を豫防す出血し易き齒齦を固む咽喉加答兒を癒す一名水はみがかども云ふ

● 衛生齒磨石鹼 煉製金廿五錢 粉製金十五錢
同 金十五錢 袋入金三錢
衛生齒磨は口中の微菌を撲滅するの効あるが故に傳染病豫防として一日も缺くべからざる良品なり

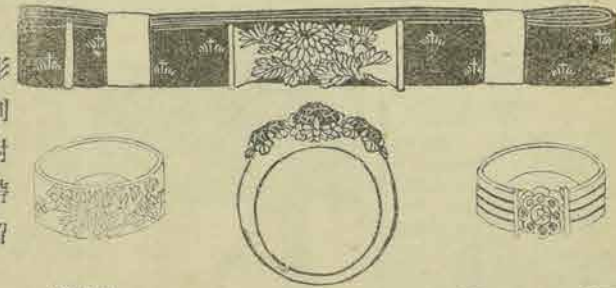
以上各種の化粧料は醫科大學教授理學博士長井長義先生の考案により今般弊堂に於て製造販賣せるものにして其品質の良好其體裁の優美なる眞に高等化粧料の名に背かざるは弊堂の深く信ずる所なり江湖の紳士貴婦人令嬢諸君普く御愛用の上高評を賜らん事を願ふ

東京市京橋區出雲町 (電話新橋三三四番)
内外化粧品問屋資生堂 **福原有信**



取次所は小間物店藥舖工場にあ

貴金屬指環帶留



(切立辨別) 指輪
純金 二重附 金十二圓十錢
二十金 同 金十圓三十錢
十八金 同 金九圓三十錢

同彫刻附 (二重附)
純金 片切 金十四圓
同 高彫 金十七圓
二十金 片影 金十三圓五十錢
同 高彫 金十七圓
十八金 片切 金十二圓五十錢
同 高彫 金十四圓
同 ダイヤモンド入 十五圓
ルビー入 七圓
サツファイヤ入 六圓
エメラルド及貓目入 五圓
着ルビー入 五圓
同サツファイヤ入 五圓

(意注)
御注文の節は厚き紙にて指の太さを御張付被下度候
(郵券代用) 割増送料費申受候

彫刻附帶留
廿二金 十八圓
十八金 十二圓
銀製彫刻附 金二圓七圓迄
餘は御好に應ず

一弊店は從來金細工營業在候間金質其他の確實なるを保證す萬一相違の候有之候節は何時にても他の品と交換申上候。又は原價を御返戻致候共御請に應ず。

(爲換振込所南橋區馬町三丁目十六番地)
東京市京橋區南橋區馬町三丁目十六番地

丸屋商店
金子直吉
(電話本局二十番)

